

# 令和6年第5回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月20日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年6月20日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員 5番 田村 興文 6番 工藤 隆男

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 井内 聖  
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課参事 山口 崇
税務住民課長 奥田 浩司	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小板橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		一般質問
日程第2	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
日程第3	議案第1号	安平町副町長の選任の同意について
日程第4	議案第2号	安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第3号	安平町合宿所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第4号	令和6年度安平町一般会計補正予算（第2号）について
日程第7	議案第5号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第8	議案第6号	令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第9	議案第7号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第10	議案第8号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第11	意見案第1号	企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）について
日程第12	意見案第2号	次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書（案）について
日程第13	意見案第3号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）について
日程第14	意見案第4号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について
日程第15	意見案第5号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について
日程第16		議員派遣の件について
日程第17		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第18		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第19		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 ～ 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

2 番	米 川 恵美子
7 番	三 浦 恵美子

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

- 議長（多田政拓君） おはようございます。昨日に引き続き議会を再開します。審議の前にご報告いたします。本日、税務住民課参事が発熱のため欠席する旨連絡がありましたのでご報告します。
- 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 一般質問

- 議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。7番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

#### 【通告No.6 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 三浦です。私は安平町の財政についてをとり上げさせていただきます。
- まず1件目、安平町の財務諸表と財務4表の公表についての進捗を伺います。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 只今のご質問については、平成27年1月総務省からの統一的な基準における地方公会計の整備を要請する旨の通知に基づきまして平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成し、令和3年度まで安平町のホームページを通じて公表しているところです。令和4年度の公表については、令和6年7月に公表予定となっています。補足になりますが、令和5年度決算分については作成業務委託契約済みで、来年3月末までに作成し、来年の7月公表予定となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 昨年度この件を取り上げさせていただいた時に、昨年度から公表すると言って1年経過して、まだ公表に至っていない現状はどうしてかということをお聞きしたいのですが、今答弁で説明があったとおりに進めなければいけないと思うのですが、安平町において今答弁いただいたとおりに毎年委託を行い、財務諸表の作成を受けながら財務4表とかも作成していて、それに基づいて安平町の財務諸表も公表していると思うのですが、この1年間、国の要請に基づいて財務諸表の作成、公表してこなかったことを去年やると言ってやらなかった理由、国の要請に基づく財務諸表の作成の認識と財務諸表を1年間公表してこなかった理由について伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 先ほどまずは説明したとおり、28年度決算から統一的な基準による財務諸表を作成して、令和3年度まで安平町のホームページを通じて公表しているという点です。議員のおっしゃっている部分については、令和4年度の部分にあたらうかなという形がありますが、今3年度までは一応ホームページに公表しているということですので、ご確認いただければと。先ほども言いましたが、令和4年度の公表については6年の7月に公表予定となっていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 副町長が今おっしゃった内容の公表は昨日も改めて確認しました。令和4年度の財務4表についてはわかりましたが、安平町の財務諸表については、こちら28年度までは公表しているとおっしゃっていますが、この先ずっと公表していないのですが、どのようになっているのでしょうか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 検索するところがありますが、今ホームページに掲載されていることを確認しましたので、もう一度ホームページをご覧ください

とわかります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 色々とホームページも見直してわかりやすいようにしてきたり、様々な公表だったり会議録の公表も順次やってきていますが、なかなか探しにくいところもあるかと思いますので、そういった点については引き続き改善を図っていきたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 検索したら一番頭とかに出てくるのですよね、一番新しいのが出てくるのですが、そこが1年間変わっていないのはなぜかということをお聞きしたかったのですが、そこら辺のところ確認してくれと言っても確認したのでお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 今ホームページの方で安平町のを見ますと、安平町データ集を検索していただければ財務諸表、3年度までは出ていますので検索の仕方だと思います。安平町のホームページには地方公会計における財務4表の作成公表についてという形でホームページにはありますので、そういうことではないということですか。

○7番（三浦恵美子君） 違います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 安平町の財務諸表です。財務4表ではないです。町民向けにわかりやすく噛み砕いて出している財務諸表。安平町の財務諸表が平成28年度、27年か28年度までしか出していないとおっしゃっていたのですが、財務4表は令和3年度まで出ているのは確認が取れています。そのところ、どうなっているかということですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 今議員がおっしゃったとおり財務4表についてはホームページと、財務諸表については今後の検討という形の中で政策推進課と検討して参りたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 昨年、今年度から出すとおっしゃっていたので1年間待ったら出るかなと思っていたのですよ。それが出ていないので、いつやるのかなと思ったのですが。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 自分もちよっと認識が違っていたのですが、今ホームページ確認したら過去のやつについてもわかりやすく掲載されていたので、先ほどの件についてはそこを探し出せなかったのかなと思って答弁しました。財務諸表の中で町民の方にわかりやすくということで行くと、その中でもわかりやすい図式も入っていますし概要も入っていますし、そういった中でいけばそれを抜粋して広報で周知というところなのかもしれませんが、我々としてはこのわかりやすい形でこの報告書は見出しも含めて、目次も含めて構成をされているので、その中で詳しい部分もありますが、わかりやすく図式も取り入れながら、さらには安平町だけでなく一部事務組合の関係も含めて記載されているページもありますので、そういったところをご覧いただければいいのかなと思っていますが。さらにそれを噛み砕いて周知するというふうには私自身は捉えていなかったわけでありまして。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） せっかくホームページで安平町の財務諸表とわかりやすいものを出しているのに、まだ平成のままで更新されていないというのもちょっと。財務4表は更新されているのはわかっているのですが、もう1つ別なものが出ているのですよ。そこを平成のままでなというところで去年言ったら今年から出しますと担当課長がおっしゃっていたので、そこどうなっているのかと、いつ出すのかという確認だったのですけれども。議論が平行線になってわかり合えないならあれなのですが。どういうふうな認識なのかなと。透明性を図るために総務省が出しなさいと言っているのです、そこら辺

をお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） これもその中の一部で紙でも出していますが、よく三浦議員がおっしゃっている貸借対照表だったり、そういったところの説明もそれぞれ資産の部だったり負債の部ということで、わかりやすく令和3年度、令和2年度、元年度という形での比較も出ていますし、また、計算書の説明でも経常費だったり経常の収益だったり、そういったところも比較的わかりやすく記載されており、さらに踏み込んだら人件費というのはどういったものを指すのか、物件費がどうなのかというところも明記されていますので、そういったものをホームページ上で各年度に公表されていますから、それをご覧いただければ財務4表だけでなく、そういったところを見ていただければ一般会計等の財務書類という形での項目も設けておりますので、そこをご覧いただければと思いますが。それでも違いますでしょうか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） これは載せている載せていないの部分だと思いましたが、昨年、財務4表のほか財務諸表を出しますと言った政策推進課の方ですので、これはもう一度確認として、今確認とりますと平成の部分しか出ていないということですので、改めて公表するような形をとりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今年度中にやっていただけるという形でよろしいのでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 書類的にはあるものですから、そのページも基本的なページはありますので、そこに掲載できるように今年度中に進めていきます。



〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、よろしくお願いします。

次に移ります。早来学園の運営経費の現状について、開校前小中4校の時と比較しどのようになっているのかを伺いたいと思います。令和5年度の答弁の見込みでは実質的に歳出的な削減でいくと1400万円ぐらいが統合による費用となるという答弁をいただいていた。早来学園が開校し1年が経過しましたが、実際に4校あった時と比較しランニングコストはどうか、建設費の償還も始まることも踏まえてご答弁をお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 政策推進課長の方からこれらの質問の答弁をいただいています。まず交付税算定に関わる部分についてご説明させていただきたいと思います。基準財政需要額にかかる個別算定として小学校費、中学校費がありまして、対象項目は3項目のうち該当する項目としては学級数、学校数が該当します。令和4年度、令和5年度で比較しますと、交付税としては43万1000円増加となっています。学級数、学校数の算定については、過去5年程度の数値が影響することから令和5年度以降交付税額として減少していくものと思われれます。これが歳入の部分です。歳出の部分については教育次長の方から答弁させていただきます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 令和5年度に4校の統合を行って早来学園と開校することができました。この度の質問に対してどのような比較説明をしているかも検討しましたが、震災前の平成29年度実績と令和5年度実績額の経常経費で説明させていただきます。

早来学園とは求められていますが按分経費もありますので、初めに町内全体で1億5000万円ほどかかっていた金額が現在1億6400万円ほどになっています。金額の増加は、町が雇用する公務補や補助員の雇用経費の手当基準の改正や社会保険料などの待遇改善で、全体人数は減っていますが2400万円ほどだった金額が3200万円ほどになっています。減っている人数の中には町民センターの図書館司書などの経費も含んでいますのでそちらは削減となっていることや、委託ではALTの雇用が小学校への拡大もなっていますので、その増加した経費が学校の減で削減しているケースもあります。そのまま継

続していればプラス数千万円程度の増加となっていた状況です。

次に建物の光熱水費ですが、約4050万円ほどかかっていたものが3000万円ほどになっています。ただし、この比較は支払金額なので燃料代や電気代単価が3割から4割ほど高騰していますので、4分の1にはなりません。半分ぐらいになっているような使用料となっています。暖房費比較をすると早来学園は灯油と電気なので、比較するとオール電化の追分中学校の電気使用料より少ないですが金額は高く出ます。また、灯油の使用料は追分小学校とほぼ同じぐらいになっていますので金額比較をするとそのような内容になりますが、冬は20℃設定でも寒くない環境、夏は一部にしかエアコンがないので1年を通して見れば少ない数値となっています。建設期間中の5年間には色々な改革の中で事務経費の見直しを行っています。コピー機などの周辺機器の見直しや電子化によるペーパーレスなど取り組みは行っており、働き方も含めた削減を行っています。学校数は減りましたが運営面の児童生徒数は大きく変化がないので、事業に関わる経費、健診等の経費には変化はありませんが、4校統合になったことで早来地区のスクールバス路線を1便増加させるために追分地区を含めて見直しを行っています。増減の差引をしても2200万円ほどの経費が増加しています。ここも燃料費の増加要因も重なって大きな増加となっています。これまでの説明では投資的経費や通常経費の中で増えてきた早来、安平、遠浅小学校の修繕経費は入れておりませんので、あくまでも通常経費としての比較としてご理解いただきたいと思います。

震災前の学校の規模比較で説明しましたが、仮に令和3年度決算と令和5年度を比較すると2000万円程度の増加です。この点の要因としては、コロナ対策で3年ほど経費は増加し、現在光熱水費等は以前の使用料に戻りかかっている状況ですが、燃料費高騰が全て打ち消しています。よって、建設期間中の5年間は新しい学びを実現するための投資や感染症対策、その他制度改革もあって結果金額的に効果として映らないかもしれませんが、追分地区の学校含めて改善が進み、例えば追分小学校に現在設置中のエアコンを統合がもできていなかった場合、安平小学校、遠浅小学校にも同様の対策を行うことなど、6年前には想定されていない3億から4億程度の削減などの比較対象などでは説明できないところです。ちなみに平成29年と令和5年早来学園の経常ベースの分析をしたところ、1億7000万円が9090万円ほどになっており、約1600万円以上の総額減少になっていると分析しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 一言では削減になったかなっていないかと言うのは難しいかもしれませんが、今後、ご答弁いただいたとおり数値急減補正が6年

間あるのですが、それが無くなっていけば交付金も減って行って、そうなる  
と経費がどうなっていくのかという分析も必要かなと思うのですが、今のと  
ころそこら辺まで分析を行っているか、こちら昨年も質問して確認させてい  
ただいたのですが整理がまだついていないというような感じのご答弁だった  
ので、今現在はどうのような整理になっているのか伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 交付税の関係は先ほど副町長の方で答弁しましたが、  
学校は統合になったのですが安平町全体で見ますと中学校が追分中学校と早  
来学園の中学校部もありますので2校というところの記載は変わっていません。  
それで交付税についても中学校部については校数が変わらないので、学  
校の校数の部分での算定では令和4年度と5年度比較でいくと58万8000円、  
2.9%増となっていますが、学級数については比較しまして22万8000円減にな  
っています、1.1%減です。生徒数の関係では、ほぼ横ばいとなっていていま  
して7万6000円の減になっています。小学校が4校から2校に統合になって減っ  
たわけですが、今回、令和4年度と令和5年度を比較しますと学校数は減っ  
たのですが金額的には142万4000円、3.1%、校数は減ってもここは増えてい  
る。ここはさまざま先ほど永桶次長が言ったような要因も燃料高騰もあるか  
もしれませんが、経過措置が、先ほど三浦議員もおっしゃっていたところ  
がありますので、今後経過措置が段階的に減っていきますので、それが終了し  
た段階では減ってくるだろうと。ただ、1年間の推移で見ますと学級数につ  
いては135万3000円の減、3.2%の減。学校数では3.1%の増ですから増減打ち  
消しになってほぼ横ばいになって現在のところあるということです。今後に  
ついては財政サイドで地方交付税の算定、これは橋梁だったり下水道であっ  
て他の分野も全て分析していますが、その中に学校の部分含めて評価と言  
いますか、そういったところも引き続き分析して参りたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 交付税措置が減るにも関わらず償還、始まりますよね。  
建てた時の起債の償還も始まってきて、そしてなお且つ中学校の解体もしな  
なければいけないという、こちら辺の整理もしていかなければいけないと思  
うのですが、こちらの整理はどうなっているのか、いつ頃解体をするか。  
交付税が減っていくけど経費が増えていくのではないかという私の予想とい  
うか危惧をしているところなのですが、そこら辺の整理はされているかどう  
か伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） これは学校だけではなく、先ほど申しあげましたけれども交付税全体的には減っていく傾向にあります。ただ、当初と大きく違うのは、目指していたところの効果も出てきていますが人口減少が横ばいに推移していて、去年、一昨年12月末現在の人口は住民基本台帳ベースではありますが7314名が先月末で7317ということで若干3名ですが、約1年間半、人口が減っていない。当然国調ベースになっていきますが、そういったところで交付税が当初見込んでいたものよりも減り幅が少なくなっていくところもありますし、また、今行政改革2022を策定し、総務課の方に計画を具体的に進めていくための様々なワーキングチームも立ち上げていますので、合併した時の当然均衡ある発展、さらには重なる機能が、公共施設が配置されていますので、そういった施設の統合を行っていきながら住民サービスは高めていく。難しい課題ではありますが、そういったところを行っていきながら地方交付税の減っていくところの経費を行財政改革の中で生み出していきたいとは考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 具体的にいつ解体できるかとか、そういうことを経費含め具体的な数字を弾き出している感じではないという、そのような認識でよろしいでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 旧早来中学校の解体については、当時からまずは優先する課題がたくさんあるということでそちらの方に震災の復旧復興、さらにはコロナ禍からの対策が3年間あったということ。現時点で昨日も話題になっていたラピダスの動きだったり、新しい課題に対応することも当然やっていかなければならないということです。また、今ゼロカーボン、再生エネルギーの関係でも、これまで旧アーレックスのゴルフ場、全員協議会でもいろいろとご議論いただいたところが太陽光の発電ができるような形になって、当時固定資産税でも7000万を超える積み上げがあったのですが、そこも返済をしていただきながら、そういったプラス効果もある。先ほど申しあげた早来中学校のあの場所についても建物自体は利用できませんから体育館も既に

解体済みですし校舎も解体しなければなりません、あその場所をどのように有効活用ができるのか。また、例えば解体費も含めて何か民間レベルで事業を行うことができるのか。先ほど例に出したのはアーレックスゴルフ場のクラブハウスについても町は買い取りをしなかったわけですが、その解体の話も進んでいると聞いていますので。そういった民間の力を借りながらできないのかっていうところは引き続きアンテナを張りながら我々も一生涯放置しておくということではありませんが、先ほど申し上げたようなことも総合的に考えていきながら、まずは優先順位を高いところからやっていく。一部解体していかなければならないしらかば合宿所とその周辺については、今年度解体をしていくということですから。解体の関係でも経費が非常に高額になっていますからなかなか難しい部分があるのですが、実施計画の3年間のローリングをかけながら財政運営を財政計画に基づいて的確に進めていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） すみません。私が今お聞きしたかったのは早来学園についての経費、そして解体についての計画をされているのか。そして償還とかその辺も始まった時にはどうなっていくのか具体的な数字を出しているのかという質問でした。これ出ていないのであれば、ここで次に移らなければいけないのですがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） その早来学園だけの質問で、まちづくりは全てつながっているのです。そういったことの話をしていただきました。中学校の解体の時期はまだ決まっていません。また、当然償還は始まってきますが、償還については当初建設の段階から借入れの計画の段階から償還表は既にあるわけですから、そこは当初から折込みながら財政運営を行っていくということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 償還の部分は具体的になっていないとおかしいので、それはあれですよ。解体の具体的な計画も決まっていないというご答弁をいただいたので次に移ります。

3つ目、備荒資金組合の運用の目的と財政調整基金の機能、役割についてのどのようなものが伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今のご質問に関しては、最初に備荒資金組合の運用目的に関して、災害に備えるための資金の積み立てと認識しています。また、財政調整基金の役割については安平町基金条例第3条に位置付けられており、法的には地方財政法第4条の3第1項及び第7条第1項の規定に基づき、災害対策の財源その他緊急を要し、またはやむを得ない財政需要への対応に用いるものです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 備荒資金についてまず触れていきたいと思えます。今ご答弁いただいたとおり備荒資金は災害に備えるための資金の積み立て及びその管理を行うためということになっています。こちら昨年6月の定例会の一般質問で、後期財政計画に基づきながら備荒資金の積み増しといったところも配慮していきたいと町長からご答弁いただきまして、そのとおり普通交付税が入った時、5月か6月の補正、その他最終専決補正により余剰財源が出た時などはこちら備荒資金の方に積むことが望ましいのではないかと。こちらの認識ではそのようになっているのですが、行政の認識としてはいかがでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この備荒資金組合の関係で幾度か三浦議員からご質問をいただいております、基本的にはご承知のとおり普通納付金と超過納付金という2つの枠があって、普通納付金については3億円を限度とするということがございまして、若干ずつではありますが現在でも2億を超えて積んでいます、限度額になるまで余剰金があった時には、全体的な他の基金のバランスもありませんがご指摘のとおり災害に備えた基金として積んで参りたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今現在、普通納付金は確か令和5年度で2億1000万程度だったと思うのですが、超過納付金に関しても3100万円程度積んでいたのかなわからないけど、積んでいると思うのですが。超過納付金の限度額昨年のご答弁で限度額はありませんとご答弁いただいていたのですが、確かたくさん積んだとしても30億までと備荒資金組合からの回答をいただいていたのですがそこら辺の違いと、今後超過納付金についても余裕がある時には積んでいくのかどうか2点お願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 基金の状況の中で備荒資金組合の令和4年度末が2億4651万、ちょっと端数は省略しますが、令和5年度末が2億4285万1000円ということで200万ちょっと、220万ぐらい積み増しをしていました。そのうちの普通納付金がほぼ大半でして、先ほど三浦議員いがおっしゃったとおり2億1124万6000円ですね、100円未満は省略しますが、こちらが限度額が3億ということです。超過納付金について、今回一般質問で正式にご質問いただいたので財政担当からもそういったところの聞き取りを行っていますが、ルール的には前年度の地方交付税の算定に持ち上げた基準財政需要額、これが約41億、令和5年度であります、この2分の1、約20億程度ですかね、ここが限度額となるということです。ただ、超過納付金については先ほど言われた30億を超える時には30億というのが上限になるということであり、また、10億に満たない場合もその自治体によってはあると。その場合については10億を限度とする形で一応決まっていらないということではなく、我々はあまり限度額を気にするだけ積んでいませんでしたが、限度額自体は安平町は特別納付の方は20億あると承知しています。ですから仮に3億を超えていった場合、こちらの特別納付金の方を、上限は相当ありますので、先ほどの繰り返しになりますが特別納付金の方に切り替えて積み増しをしていくことになろうかと思えます。ただ、当然この地域整備の促進事業資金ということで例えば合併特例債だったり緊急防災・減災の事業をこれまでもやってきていますので、そういった償還も借入事業も行っていますから全体的な取り組みの中で他の基金も財調もありますが、他の基金も積み増しもバランスを図りながら先ほど申し上げた、いざと災害の時のための基金としてきちんと積み増しをしていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では昨年の答弁の方向性を修正するという形でいいか確認したいのですが。昨年、備荒資金は震災前まで4億ぐらい納付金額があったけれども支消したと、災害の平成30年とその次の翌年で支消しているのですが、基本的な考えとしては基金の積み立ての満期利息が金融機関が0.0002%で備荒資金組合の配分金が0.0003%で利息に大きな差がないから財政調整基金に積むと昨年担当課の答弁としてはそういうことだったのですが、今町長がご答弁いただいたのは災害に備えて備荒資金にも積んでいくというご答弁だったのですが、こちらの方向性としては財調を優先にするのではなくバランスを見ながら備荒資金にも有利な、本当は普通納付金の配分率は1%とご答弁いただいているので、そこのところをバランス見ながらきちんと積む、その答弁についても方向性を修正していくという形でよろしいかどうか伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今配分率、利息ということで、他の基金も含めて金融機関と、今ちょうど金融の利率の30年間ぐらい低迷していた部分が今動き始めている状況もありますが、この備荒資金組合の納付金における配分率、ここについては1%。超過納付についてはそれより0.2178ということで承知していますが。当然民間の金融機関よりも今の段階では率も高いということがありますので。ここに重点的に積んでいくという意味ではありませんが、ご指摘の、以前取り崩す前までは4億あったわけですから当然この普通納付金を超えて、そして特別納付金の枠も活用しながら、ただ、使いやすさ、使い勝手といったところの面もありますから、それぞれ目的の基金がありますから、そういったところのバランスを図りながらもきちんといざという時のための積み立ては、これまでしないとは言っておきませんので、そこはきちんと、答弁を変えるという意味ではなく、そういった考えのもと今回一般質問をいただいた中でさらに詳しいやりとりもできましたので、いつ災害が起こるかわからないと言っていた安平町、実際大きな地震が来たわけですから、そういった経験も踏まえて財政運営をやりたいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） もう1点確認をしてみたいところがあったのですが、備荒資金組合の事業概要について、町長先ほど償還もあるとおっしゃっていたのですが、こちらについてですが車輛譲渡事業について当町も利用しているかと思うのですが、備荒資金組合の事業案内には主な目的は防災と災害復



旧のための車輛となっていますが、こちら目的に合致して利用しているものかどうかという確認をさせていただきたいのですが、いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 確か車輛の購入の際にも説明をし、借入れの中でも防災の際に使う車輛ということで現在のところ3台ですね、車輛譲渡事業ということで5年償還ですが3台。防災資機材の譲渡事業もあるのですが、こういったところでは5年払いになりますが、庁舎内ですから印刷機器の更新を行いましたのでその部分で1台。そういったところで資金運用計画に基づいて活用されているということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） その車輛の中に町長の公用車も含まれているかと思うのですが、災害の時はその町長公用車も利用して復旧に当たるとか防災に関しても利用するという感じの認識でよろしいですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 町長公用車も当然私が災害の時に、発災直後は指揮命令の関係で庁舎にいななければならないということがありますが、6年前の胆振東部地震の際も、その後についてはほぼ連日色んなところに出かけながら、被災地も回りながら活用もしておりますので。そういったところで活用も当然していくということで該当になっていると承知しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ではそのような有事の時、有事ではない平素でもできるだけ災害に関して、防災に関して利用していただけるようによろしくお願ひします。あともう1点、財政調整基金についてバランスをとりながらということでご答弁いただいたのですが、町として財政調整基金は標準財政規模に対してどのぐらいの割合が適当と考えているか。また、その根拠もできればお示しいただければと思うのですが。全国的にはこちら望ましい財政調整基金残高の規模は標準財政規模に対して10%から20%が望ましいと出てい

るのですが、安平町は令和4年度決算で確か43.2%と多い状況かなと思うのですが、こちらの認識とバランスのとり方についてお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 基金の中には財政調整基金、また減債基金からまちづくり基金、全部は言いませんが様々な基金があつて、令和4年度末において20億7400万、以下端数は省略しますが、20億を超えて基金があります。5年度末、まだ数字は確定していませんが、手元にある資料の中では19億4800万ということで、若干は減るものの積み立ても行えたということでして、財政計画に基づいている基金と比較してもトータルで約10億ぐらい上振れしているのですね。ただ、実施計画を令和8年度まで作つていまして、そういった財政推計の中では令和8年度で確か19億9000万台だつたと思いますが、それに近づいていくということも推計上今出ていますので、これは資材高騰、物価高騰、燃料費高騰というところが先ほど永桶次長も学校関係でも答弁したとおり相当大きな上がり幅があつて、これは国の方での支援がなければ当然基金が減っていくところがありますので、三浦議員がおっしゃった他の自治体の1割から2割のところの結果的に近づいていくと思つています。逆に財政調整基金がたくさん積んでいるところについては、財政的な例えば特別交付税なのか交付税なのか、そういったところも裕福な自治体ということで判断をされることもあろうかと思つていますので、そこら辺は先ほどお話のあつた率、さらには他の基金とのバランスをとりながら様々な事業が円滑に執行できるといった意味で、バランスを図りながら基金運営をしていきたいと思つています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） バランスを考えてやっていただきたいなと思つています。時間の関係で次に行きたいのですが、経常経費の収支について、令和6年度当初予算と後期財政計画の見込みを比較してどのような状況か伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 後期財政計画による令和6年度の経常経費の収支については、歳出が62億7475万2000円に対して歳入が68億9834万7000円。財政調整基金3億2265万1000円繰入金を含みます。これらで収支率は91.0%となり

ます。また、令和6年度の当初予算における経常経費の収支については、歳出が64億6398万1000円に対して歳入が70億6207万円。財政調整基金5億7401万1000円。繰入金を含んで収支率は91.5%となります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどの話にも関連しますが、基金の状況で財政計画上で、先ほど総額では19億9900万が財政計画で令和8年度ということで、これは議員の皆様にも説明したとおりでありますが、その中の財調の基金の財政計画の見通しでいきますと、令和5年度の金額が14億1500万。令和8年度は8億200万ということになっていますので、現状では5億ぐらひは、財調だけ比較しても上振れはしているのですが、楽観はできない数字だと財政計画上も承知していますので、できる限りその金額は財調だけでなく他の基金も含めて積み増しできるように努力、引き続き行っていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 確か令和6年度の今年度当初予算で質問した時に、経常収支の余剰金はいくらですかと聞いたら予備費500万を含め2400万円だと。例年2億、3億で推移していたものがそこまで落ちたというご答弁だったのですが、これがもし事実だとしたら令和8年度までの収支の見込みと後期財政計画との比較はどのようにされているのか。数字がもし事実だとしたら随分落ちてしまっているのですが、どのように修正していくのかこの辺のところをお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まだ決算をちょうど財政サイドの方で現在も色々と作成したり報告したり、今回の議会にあたって6月18日現在での整理をされた状況で、先ほど決算ベースがわかってきた段階で数字は変わっていくのですが、令和4年度の余剰金については財調の部分で7500万で今、ですから当初言っていたものよりは多くなっていますので、当然5年度の積み立てと繰入れを先ほど4年度末から差引して数字を説明させていただきましたので。3月の段階で言っていた金額よりは余剰金が多く出たというところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 少し多く出てきたということで。しかしながら、何億単位であったその余剰が減っていくということは今後収支逆転することも考え得ると思うのですが、こういうふうになった時にどうしていくことなのですが、投資的事業に対する経費はどこからいわゆる種銭なのですが、どこから捻出していくのかなという単純な疑問なのですが。こちら投資的事業については経常経費の余剰金をまずは充てると思うのですが、今まで実施してきた様々な事業に対する起債の償還もあって返済もしていかなければいけないと思うのですが。ご答弁いただいた中で1年以内に償還しなければいけない実質負担が3億1000万円ありますというご答弁も以前いただいていたのですが、こちらもどのように捻出していくのか、この辺の整理をどうなっているのか伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 細かなご答弁はできませんが、そういったことが経常経費の中で種銭と呼ばれるものを捻出し、それでも先ほど申し上げた資材高騰、燃料費、光熱水費が上がったということで、その種銭が出てこなく投資的経費に回せられなくなってきているのは事実です。これは安平町だけの状況ではなく道内の市町村全てにおいて要因は同じだと思っています。しかしながら、そうかといって短期的な3年間の事業を単年、短期だけで見るとはではなく、もうちょっと中期的な視点も持って借入れも行ったりと、また、デジタルの取り組みも今進めています。デジタル田園都市の国家戦略交付金といったものを活用しながら、活用できないものは事業を先送りしながら、またゼロカーボンもそうですが、様々な有利な補助金採択を目指して手を挙げて計画も作成していますので、有利な交付金、補助金といったものを活用しなければなかなか町の単独費、余剰金が生まれないのであれば基金を取り崩すのみになってしまうので、そういった財政運営は全体的なバランスも図りながら、単年度だけでなく中長期的な、そのために財政計画を作っているわけですから、財政計画の数字をできるだけ守っていく。上に上振れしずれる分については大きな問題はないと思いますが、それが下回らないように財政運営はしていかなければならないと考えています。そのためにも前段申し上げた早来の中学校の話だけではなく、町全体での行財政改革も進まっていかなければ今みたいな経常経費の削減には結びついていかないと。多分今回の質問の意図も、学校の統廃合によってどれだけ経費が削減効果が出てきたというご質問もいただいていますので、我々としてはそういった複数ある施設については統合を行っていきながら、そこで経常経費的な部分、あ

とは人件費的なところも改革を行って、未来に地方創生の事業に取り組む財源に充てていければと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 昨年のご答弁でも経常経費は不安視している、財源確保に努めるとおっしゃっていたのですが、経費の削減について今給与の関係もどちらと出たのですが、こちら役場職員の給与の削減とかするのか、それとも扶助費とか社会保障費を削減してしまうのか。これは町民の生命維持に関わってくることなので具体的にどうなっていくか数字も含め、今でなくても示していくべきではないかなと思います。収入に関しても、財源確保については償還に有利なものを含めやっていくと。基金を取り崩すのみにはしないと。先細りになっていくかもしれないけどそのように努力するとおっしゃっていたのですが、この辺含めてどうしていくか。ちなみに令和4年度の決算ベースで年間1人当たりの扶助費が安平町は6万8285円なのですが類似団体と比較したら9万5000円で、1市4町の中でも一番低い水準となっているのですが、こちら町民の生命維持のためにはこういう部分も見直して引き上げていく必要があるのではないかなと思うのですが、財政的に厳しい中この辺をどうしていくかを伺いたいのですがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど人件費の削減ということは言っていません。行財政改革の中で、例えば施設が2つあるところを統合することによって人員が見直しをして少なくすることができる、そういったところでトータル的に人件費の削減にもつながるということであって、職員の給与費を削減するような相当昔にあった行財政改革というところは全く考えていません。国庫準拠でこれまでどおりやっていくと。働き方改革でさらにいい仕事をしていただけるように見直しも、デジタル化も含めてやっているところです。

扶助費は後ほど説明を、答弁させていただければと思います。収入の関係についても、これまで合併してから合併特例債という過疎債と同等の有利な起債を借りながら行ってきましたが、それも総額ほぼ使い果たすということになっていますので、今後過疎法の新法が成立しましたが、先ほど申し上げた人口減少の算定の基本的なルールが変わらなければ、例えば国勢調査2回やった後には人口が減っていない過疎地域の指定から外れるということも長期的には考えていかなければならないことだと思っていますが、それでも今回の法改正で外れた自治体もあったり追加した自治体もあったり、経過措置

が5年間設けられたり、そういったことはあるのだろうなとは思いますが、過疎法に基づく過疎債の借入というものは適債事業じゃなければ借りられません、有利な起債ですのでそこは引き続き活用しながら財政運営を行っていきたいと思っています。

扶助費の関係でいくと他町村との単純比較はなかなか安平町は難しいと思っています。町全体での、よく色んな報道等で所得ランキングみたいところで安平町1人当たりでいくと当然高い順位だったり金額が公表されている部分もありますので。ですから扶助が必要な方たちに届いていないとは理解しておりませんが、当然この議会、またこれまでの議会の中で要望だったりご意見をいただいている様々な支援、町単独で難しい部分もありますが、できる限りそういったものを捻出したり検討したりさせていただきながら、議員の皆様、町民の声を代弁していただいているわけですので、そういったところも配慮しながら全体的な予算編成、執行に当たってバランスを図って、これまでもやっていますが、これからも引き続き町政運営に努めて参りたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 最後に安定した財政運営とはということで伺いたいのですが。昨年は町民が住み続けられるまちづくりのための計画で、それに合わせた財政計画に沿った形で持続可能な計画でやっていくと。でも計画からはずれてきてしまっているの、この辺はどのようにしていくのかということと、具体的に安定した財政運営とは何かをお聞きしたいのと、例えば収支が逆転して、経常経費が逆転した状態が続いていくと先ほど町長もおっしゃったとおり基金の取り崩しをし続けなければいけなくなってしまいます。そして自治体としても財政破綻し財政再建団体に指定されてしまうと、事実上の管理下に置かれてしまうことも予想されていく長い先の将来であってほしいと思うのですが、こちら町民生命維持のためにもまだ経常経費の収支が逆転していない現在に大きく方向転換をしていく必要があるのではないかなと。こちら財政の使い方、在り方について考えていく時ではないかなと、今がその時ではないかなと思うのですが、この点、最後の認識としてご答弁いただけたらと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 安平町の財政計画は当然重要ですし、ただその上位計画の総合計画に基づいてまちづくりを進めているところですから。当然、議

会の皆様方にお示しをした財政計画をまずきちんと守っていくことが先ほど危惧をされていた財政再建団体にならないようになっていくことはこの自治体も当然気にしながら財政運営は行っているわけですが、安平町の財政の中身を見ていくと、経常経費だけでなく投資的な費用、経費、事業も相当な事業を行ってきましたし、行ってきたと、これからも行っていく計画になっていますので、そういったところ例えば3か年でやらなければならない長期的な事業を例えば1年延ばしたり、4年、5年で同じ総量を行っていきなり、そういったことの工夫をしながら単年度での財政の経費については圧縮することも方法としてはこれまでもやってきましたし、それは可能だと思っていますので。ですから行財政改革に基づくもの、また総合計画に基づいてきちんとまちづくりを行っていくこと、また、先ほど前段でご質問いただいた備荒資金も含めて安定した基金を、きちんと余剰を生み出して積んでいくこと。いざという時はそこを取り崩しながらも安定した町政運営ができるように。1年1年でやったりやらなかったりということではなく長期的な財政運営の中で町の課題を解決していきたい。さらに新しい課題も次から次へと来るものですから。そういったところにもチャレンジしていかなければならないとは思っています。ですから難しい行財政運営だとは思いますが、一転何もやらなければ当然財政的には好転していきますし基金もどんどん積み増していきますが、それがまちづくりにとって良いこととは思っていませんので、きちんとバランスをとりながら適切な行財政運営、まちづくりを進めて参りたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 三浦議員よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 以上で7番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。  
次に3番小笠原直治議員の一般質問を許します。

### 【通告No.7 3番 小笠原 直治】

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 3番小笠原です。5月9日、第4回臨時議会において地域医療提供体制維持費補助金3000万について議会の中で審議してきたところです。審議において私自身どうも納得いかなかった面があって、交付金要綱について噛み合っていない部分が多々見えたので、具体的にこの地域医療提供体制維持費補助金交付金要綱について再確認するために質問をして参りたいと思います。

それで質問1ですが、私1の中身については全く中身を知りませんので、

質問としては想定として交付金要綱の一部改正の内容についてお伺いしたいとしておりますので、その点について答弁をお願いします。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） まず初めに安平町地域医療提供体制維持費補助金交付要綱についてご説明します。本要綱は北海道医療計画に基づく第1次医療圏として、初期医療を提供する安平町内の医療機関における医師等の確保とかかりつけ医の定着などに重点を置き、良好な地域医療提供体制構築を推進し、地域住民の保健衛生の向上と地域医療の確保を図るため、各医療機関等の安定した経営及び運営に資する経費に対しての予算の範囲内において補助金を交付すると定めております。

本要綱は令和3年2月12日付けで新規要綱を制定し、補助対象経費としてまず（1）医療機関の安定した経営に関する経費、（2）医療従事者の安定した雇用に関する経費、（3）その他安定した医療の提供のために必要と認められる経費を対象とし、補助金の額は安平町地域医療体制連携会議で決定すると制定しています。その後、令和4年4月1日付けで具体的な事業区分を設けるため1回目の一部改正を行い、（1）かかりつけ医確保、（2）専門医確保、（3）休日夜間医療体制確保、（4）医療機器等購入費補助の4つの事業合計で2000万円を上限とすること。さらに（5）新規看護師等雇用助成、（6）町外通院移送車運行支援、（7）新規医療機関開設支援、（8）地域医療提供体制維持費補助の事業項目を設けています。補助金の額については実績報告を審査し、適当と認める額を確定し交付するという一部改正を行っています。

その後、令和5年1月1日付けの2回目の一部改正では、（4）の医療機器等購入費補助の項目における上限額を1000万円から1500万円に改正を行っています。

続いて令和5年4月1日付けの3回目の一部改正では、放射線技師等1名につき月額10万円を限度とする雇用対象を追加し、看護師雇用の3年間の限度年数を撤廃。さらに（1）かかりつけ医確保、（2）専門医確保、（3）休日夜間医療体制確保、（4）医療機器等購入費補助、（5）新規看護師等雇用助成の5つの事業合計で3000万円を上限とする一部改正を行っています。

本年に入り令和6年4月1日付けの4回目の一部改正では、（1）かかりつけ医介護、（2）専門医確保、（3）休日夜間医療体制確保、（4）医療機器等購入費補助、（5）新規看護師等雇用助成、（8）地域医療体制維持補助を（6）に繰り上げて6つの事業合計で3000万円を上限とする一部改正を行っています。



要綱制定当初から別枠の項目としてあった地域医療提供体制維持費補助事業については、今までは補助上限額が定められておらず安平町地域医療体制連携会議で審査、決定することになっていましたが、本要綱の一部改正であることから理事者関係部署と協議を行い、現在に至っているところです。これまで要綱制定から現在まで合計4回の一部改正を行っていますが、改正を行った理由については毎年開催をしています町内の医療機関を対象とした医療懇談会においてそれぞれの医療機関から出された要望等を踏まえ、支援が可能な範囲において見直しを適宜行ってきているものです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 2、3点確認をしたいと思うのですが、今年、6年4月1日付けの4回目の一部改正。これは医師から、かかりつけ医から専門医、休日医療、新規の中に8番目の地域医療提供体制維持費補助事業を繰り上げて事業合計3000万とするということにしたということによろしいですね。はい。

それで、私はこの事業合計をしたという中身で、今参事の答弁で理事者と関係者と協議を行ってきたと、それで統合したと、1つにまとめたと言っているのですが、これによって何が良くなって何がなくなっていくのかについて、なぜ入れたのかについて、もう1回詳しくお願いします。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今年の4月改正前までは先ほども申し上げたのですが、地域医療提供体制維持費補助というこの事業項目が別枠として記載されている部分で、これについては上限額等が定められておらず、その申請額、決定額についても会議において開催するという流れでした。医療機関の方から病院経営の安定というところで要望がありまして、その中で上限額のない中で要請も受けられないということで、行政サイドの方でその中身について協議をさせていただきまして、そういうことであれば限られた予算というところもありますので、項目を繰り上げることによって上限額が定まって、さらに幅広く活用していただけたことといたことで現在に至って改正を行ってきているものです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そうすると、従来要綱にあった安平町地域医療体制連

絡会議で審査ではなくて、新たに医療懇談会においてそれぞれこれから決めていくという方向性に舵をとったということによろしいですか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 要綱の方は既に4月1日付けで改正をさせていただきますので、今後は大きな一部改正以外に新たな項目が出てきたりとか大幅に改正をしなければならないということであれば会議を開催しながら、上限等も決めながらというところで進めるようにはなりますが、現在この要綱において医療機関からの方もご理解をいただいている中で、この要綱の中でやっていただけるようなことで話を進めていますので、また新たに別なものが出来れば、その都度協議をしていきながらどういったことで、場合によっては全部改正なのか、中身によっては一部改正なのかというところで進めていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 補足ですが、医療懇談会ということで町内の2つの診療所と4歯科医院も含めて一堂に会して様々なご要望をいただいているということです。ただ、そこで要望いただいて内部で持ち帰りながら関係部署と打ち合わせをして要綱を決めていっていますので、医療懇談会の中で何か決定をするという形の会議の持ち方は今の段階はしていないところです。医療懇談会は年1回しか行えていませんので、それ以外のやりとりだったり、情報提供だったり、ご意見というのは常日頃からやらせていただいているところで、ですから決めたからこれでというよりも、その前段では医療懇談会の場を設けなくてもそういった形でご理解いただいた中で進めてきているというところです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 先ほどの参事の答弁と町長の中では、医療懇談会において医療機関から出された要望等踏まえ支援可能な範囲について見直しを行っていきたいという答弁だったと思うのですが、私はそこは医療機関懇談会にはそれなりの力、位置づけの中でやっているような理解をしているわけですが、そこは様々な色んな中身の中で決められていくだろうと思いますが、それで私は今度整理をしてもらいたいのは、先ほど言った連絡会議で精査し

っていう従来の要綱の中に地域医療提供体制維持補助費事業については連絡会議で審査し決定していきますよと書かれていますから、その点もしっかりと直すなら直すようにして提示していただきたいと思います。

それで今年度予算において、かかりつけ医医療確保に1680万、専門医確保に1000万、医療機器等購入費補助に1530万が提案されて議会で承認されていますが、医療機関2つありますから、渡邊医院と追分クリニックにおいてそれぞれの予算配分金額について1つずつお願いします。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 令和6年度の申請額の方はそれぞれ医療機関からもう既に上がってきていますので、そちらの額をお答えさせていただきたいと思っております。

まず看護師等雇用確保助成事業、こちら予算額1560万円ですが渡邊医院については600万円、それから早来ファミリー歯科クリニックが150万円、ひまわり歯科医院については端数が付きますが約230万ということで合計980万程度ということで、現在確定ではないのですが現在の予算の中では残として570万ほど残っているということになります。

それからかかりつけ医確保事業は、予算額1680万円。こちらについてはあびら追分クリニックは850万円、渡邊医院600万円ということで、こちらは2つの医療機関だけになりますが合計で1450万円となりまして予算残は230万円となります。

続きまして専門医確保事業です。予算額1000万円、あびら追分クリニックについてはこちらにも端数がありますが約520万円ということで、こちらは1医療機関ということで予算残については470万程度となっています。

続きまして医療機器等購入費補助事業、こちらは1530万円の予算に対してあびら追分クリニックでは端数が付きますが約360万ということで、こちらにも1医療機関のみの申請で残については1160万程度になっています。

それと先日の臨時議会の方で3000万円を計上させていただいています地域医療提供体制維持費補助金の分については、こちらについては渡邊医院のみで1800万円ということになっていまして、予算残については1200万円ということになっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それで再度確認したいのですが、8番目にあった（8）のやつを6に入れていったという中身については、その意味で2000万円限度

から3000万円にしたということによろしいですね。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今現在は上限額が3000万円となっていますが、2000万円の上限となっているのが令和4年4月1日付けで、ここで初めて2000万から3000万に引き上げをしています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでね、なして私わざと聞いたかという、当初予算の時には古い要綱で我々に説明しているのです。令和4年も令和5年も6年も。それで令和4年は補正でやっているのですね。5年も補正でやっているのです。なぜそれがきちんと予算委員会の中で我々議会議員に説明をしないのかが私どうしても不思議でしょうがないのですよ。説明しないから我々が見ているのは改正、訂正をされていない要綱を見ながら質問していくわけですよ。だから噛み合わなくなるのです。だから私は、いいですよ予算審議に間に合わなかったという整理がね、要綱の一部改正が間に合わなかったというならしっかりと終わった時点でこういうふうに変えてきました、こうなりましたってことは全然議員知らないのです皆。なんでこうなったのだろうかということになりますし、特に今回の6年度の時に、5年度に続いてやっているとっていますが、看護師の扱い方について、これは10万円、1人に120万、1人に与えますよということは令和5年の時の説明では予算委員会で3年間の限定としていることの説明を我々は受けているのですが、それを撤廃されたと先ほどの答弁、それは全然知らされていないということがあるものだから、私はこの点についてしっかりと我々に、変えた時点で、なるべく私は予算審議する前にはきちんと次年度の予算審議の時は要綱も含めてしっかりと説明をしていただきたいと。それはできる限りですよ。全部がすれと言ったって時間的にできないことはたくさんありますので、そこ辺りをお願いしたいと思います。

再度確認したいというのは、これらの医療体制医療確保に向けてはこの要綱に基づいて、基準に基づいてしっかりと行っていくのですよということだけはよろしいですね。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 只今小笠原議員にご指摘された、要綱の最初に作った時が従来、これ小笠原議員も承知だと思いますが旧追分菊池病院に様々な支援をしてきた、それがその病院に対する補助金はあっても他の例えば渡邊医院だったり他の歯科医院には適用されていなかった。それを補助金の要綱が複数あったのを一本化して、対象も全医療機関に拡大をしてやってきた。あの時に震災があって、まさしく色んな形で議論も短時間で短期間でやっていかなければならないということもあって、また同時に追分菊池病院の廃止の問題といったところも継承の問題が出てきて、そこが相まった形で同時に渡邊医院の新築の話が出てきたというところで、医療懇談会の開催時期も一定しておりませんでした。そういったやり方が昨年度まで一部見直しはかけてきましたけれども、今大きなご指摘がまさにそのとおりだなと私も今改めて実感しましたが、重要な要綱であれば議会の全員協議会といった機会にきちんと説明をし、そしてそれに基づいて予算審議が必要だろうと改めて感じましたので。昨日の中でもちらっと申し上げたかもしれませんが、医療懇談会を今回早めて9月にやっていくと。ですから当初予算の、また実施計画の最終的なまとめるまでは相当時間がありますから、そんな中でもし要綱の改正が次回出てきた場合については、その前段で議会の皆様方にご説明をさせていただいて、そして先ほどご提案があった予算審議に十分理解された中で、こちら側も提案できるように改善を図っていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 町長が言われたとおり、私らも全て予算審議の中に出せということではなくて、物事動いている部分もあるから、どうしても変えざるを得ないということもありますから、私はできる限りしっかりとしたものを出せるものなら出していただきたいということでもあります。

2番目に入ります。地域医療提供体制維持費補助事業対象のその他の法令または要綱等補助の対象にならない経費について、町から支援がなければ医療機関の安定した経営や医療従事者の安定した雇用が見込まれない機関とありますが、対象にならない経費って何なのか。さらに町から支援がなければ安定した経営、雇用が見込めない医療機関とはどのような事態が起きているのか伺います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） これまでの申請実績に基づく対象とならな

い経費についてですが、まず（１）かかりつけ医確保事業、（２）専門医確保事業、（４）医療機器等購入費補助、（５）看護師等確保助成についてはそれぞれ経費の２分の１相当額を補助対象額とし、それぞれ上限額を設定していることから単純計算で経費の半分は医療機関での負担となります。その他に渡邊医院に限って申し上げますと、町内の患者さんを送迎する車輛購入代とドライバーの人件費、代替のドクターまたは２名体制で診療を行う際の人材派遣会社からドクター派遣費用として年収の３割程度の派遣費用の負担、看護師派遣の場合も同様に負担が発生するとお聞きしており、事務職員の人件費についても現行の要綱では対象外経費という取り扱いになっています。また、旧畑山医院の取り壊しや新築に要する借入金の返済についても大きな負担となっているものと思われまます。さらには渡邊医院に限ったことではありませんが、本年６月１日から診療報酬改定があり生活習慣病に対する診療点数が下がったことから、生活習慣病の多い安平町の患者さんに対する収入減が見込まれるものと推察しているところです。以上のことから、要綱に定める安定した経営、雇用、医療の提供のために特に必要と認められる額については、町としては支援すべきと判断したところです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○３番（小笠原直治君） 先に前もって説明していただきましてありがとうございます。私は単純に聞きたかったのです。お金も払えない、安定した経営や雇用が見込めない、町が支援しなければならない医療機関というのは極端に言ったらどういうことなのですかと。渡邊医院のことを聞いたのではなくて、総体的に言うと私は、いわゆる経営破綻をしてきているということで認識よろしいですか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 町としては経営破綻しているという認識は全く持っていませんで、今申し上げました補助対象外となります約半分の金額の人件費だったり、医療機器の購入費だったりといったことと、あとは独自で経営努力しているところの車両購入、これ渡邊医院に限ってなのですが。車両購入費とかドライバーの人件費といったことで患者さんに対する負担をかけないような経営を含めてのご努力をいただいておりますので、そういった中で要綱の定める中において支援をしていくということは、町としては必要なことだという認識を持っていますので、そういった中で今後についても支援をして参りたいと考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今後も支援をしていきたいという考え方なのですが、なぜ地域医療提供体制維持費補助をしなければならないのかということは、理由に書かれているのは、これを出さなかったら安定した医療や雇用が守られないからお金を出しますよってことを説明してくれましたね。ということは、なぜ渡邊医院に出さなければならないという原因については、何が一番圧迫しているのですか。先ほど参事の話では確かに患者さん数も見込まれていると言われてはいますが、それは同じどこの医療機関も人口減少の中で厚生労働省の締め付けを含めた中でなかなか病院にかかっても点数が上がらないで収入にならないという面もありますが、そうすると渡邊医院ができない理由って、ちらっとさっき言ったのは借入金の返済について大きな負担となっていると。ということは借入金があるという、これが重荷になっているという理解でよろしいですか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小笠原直治君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、借入金も1つの要因だと思っておりますが、その他に先ほど申し上げました旧畑山医院の取り壊しの部分ですとか、擁壁といった外構工事の部分も中に含まれていて、建物以外の部分でも借入れをされている状況ですので、私どもとしては借入金というところだけ、大きく言えば色んなところに対して経費の部分でお金を借りているわけなので、大きく言えば借入金という括りになるかなと認識はしています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それで私はね、参事はっきり言ってもらいましたからスッキリして、何が経営圧迫しているのかについては借入れ。私から言わせると渡邊医院が昨年4月3日にリニューアルで開院しました。その時に町としては地域医療提供体制の施設整備費補助金要綱に基づいて3000万、さらには2000万、5000万円の補助を出していますね。その時に私は出す時には、要綱の4条の中ではしっかりと事業の経費の内訳は全て書類が提出され借入返還金等の計画が私は説明をされているだろうと思っているのですね。それがあって、これでこの病院は大丈夫だということですから私は要綱に基づいて

お金を出している。しかし、いざ蓋を開けてみると、お金が無い、町で何とかしてくださいよという話になって4月30日の日に参事が言っている3000万が出されましたね。それで色々議論しました。3000万の根拠って何だという議論もしました。そのうち今、先ほどの要綱から3000万円以内ということになれば残り1800万円は範囲であればいいですよと。残りの1200万円残りますと参事言いましたね。そうしたらそれ以上払わなくていいのですね。1200万以上は払わなくていいという。1800万でこれは毎年これから、この返還金について1800万ずっと町が払い続けるのですか。どうですか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 年度によって看護師の雇用される数が増えたり、また新たに医療機器を購入されることになれば、そちらの方で金額は上限の3000万の中から食われるわけなので、実質差っ引きの金額になっていくかと思いますが、現在の要綱の中でいけば3000万上限というところで、その差し引き分の地域医療提供体制補助事業の中でその金額は出していくという形になろうかと思っています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は町民感情というより医療法人として、あまりにもずさんだと思っている。やはり自分の病院でありますよ法人が。新築建て替え。参事かばって壊す金もかかったとか言っていますけどもね、しっかりとそこを見通しをして病院というのは新築建て直しをしていくわけですよ。その見通しもなくて、安易にこのような本当に金が要は詰まってきたということでしょ返済金が、早い話が、町に求めてくるということは。こんな医療法人に本当に任せていいのだろうか、私は単純な疑問を持つのですよ。しっかりした医療機関、法人というのは建て替えやる時はきちんと返済計画を立てて、これでやれるという中で銀行と話をして整理をしていくはずなのです。そうすると私は地域医療を守るという大義名分の中で、私は町に対して何らかの措置をしろというふうにはしか見えないのですよ。しかし、町としても早来地区から医療機関が無くなるということは大変辛いから、結果的には出していくという形にならざるを得ないのはわからないわけではありませんよ。しかし私は、こんなと言ったら失礼ですが、このような医療機関が本当に地域医療を守っていける医療機関なのかってことは極めて疑問なのです。私はそんな意味では、もう少し返済計画書を議会に提出してください。渡邊医院の借金の返済計画書を提出をしてください。その中から3000万円の中か



らこうやってしていったらどれだけ返していけるのかということを中心に説明してください。そうしないと、私は町民納得しないと思いますよ。町民というよりも違う商売している人たちも。そんなのなら直して金借りて払えなくなったら町頼むでやと。どの事業も皆苦しい中でやっているのですやりくりを。そうになってしまうのですよ。医療機関だから返済金をカバーしていきましようってだけ特権ではないのです、皆同じなのです、苦しいのは。そんな意味では私はしっかりと返済計画を含めて、どうしていくのか含めて、あとは町民の皆さんにしっかりと行って借金返済金も入ってしているってことを知らしめて、本当に町民皆さんが良いと言ったらいいですけど、私はもし多くの町民がそれは納得できないと言ったら私は賛成しませんよ、来年出てきても。お金出てきても。町民の皆さんが賛成しない限り。そんな意味ではしっかりとやっていただきたいなと思います。町の立場としては苦しいのはわからないわけではありませんよ。でも私は医療を携わる法人がしっかりとした形の中でやっていかなかったら、あまりにもずさんな中身で、軽い気持ちでやっていくことだけはしっかりと歯止めをかける体制が必要ではないかと私は思うのですが、いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 地域医療を守っていく上で重要な診療所ということの認識は同じだと思っています。先ほど全体の町の話をした時にも触れましたが、胆振東部地震があつて、旧畑山医院を改修しながら使っていたけれども、渡邊先生はへき地医療を守っていく、さらにはここを拠点としながら日高も含めてへき地医療を何とか守っていきたいという高い志を持って安平町に来ていただいた先生です。そして地震の際にも多額な費用も生じたり、また同時に追従する形でコロナウイルスの感染症が広がって、そういった対応でも献身的に町民だけでなく、町外の近隣の方のワクチン接種にもご尽力いただいた方で、そういった時にあつて建て直しのお話がありました。既に決まったので何かあつたら町が頼むというものではなく、50年先も見据えて、早来地区にはレントゲンの設備も渡邊医院には無かったです。何かあつた時には旧追分菊池病院にも行っていたり連携しながらやってきた。そういった整備をしたりCTの検査だったり、さらに進めて酸素カプセルみたいな、これからのスポーツといった健康も含めて先進的な医療の機器も揃えながら計画を立てたということです。ただこれは公共施設、どこの町もそれが問題になっていますが、2割3割当初の計画より事業費がかさんできているといったところでの背景はありますが、きちんと計画を持ってやってきたというのはご理解いただければと思っています。償還の計画の提出ということでありますし、また、説明ということでありますから。先ほど申し上げた1番目の医療

懇談会を踏まえた何か要綱の改正だったり、それ以外のこともあって、それも含めて説明する場が設けられればいいのかなど。そういったことを一致しなければ、なかなかこういった地域医療、総論では賛成していただいても各論の部分で反対であってはならない重要なことだと私も思っていますので、引き続き渡邊医院とも追分クリニックとも連携を図りながら地域医療を守っていくことに尽きると思いますが適切に対応していきたいと思っています。

建物自体は、昨日もありましたが追分クリニックは町の方で修繕をかけていっています。来年も大掛かり若干計画しております。渡邊医院についてはそういったところは自前でやっつけなければならぬということも課題であると思っていますし、また、車の配送の関係についても同じような、渡邊医院は自前で患者さんの利便性の向上ということもさらに踏み込んでやっつけていただいています。追分クリニックの方は町でも支援していますので、そういった違いもありますので全体的な今後見直しも必要になってくるかと思っていますので。また、早来地区のハイヤーが月曜日と金、土と週3日戻ってくるということも関連してきますので、そういったところを含めて地域医療をどうやって守っていくのか、足をどうやって守っていくのかも密接に関係してきますので、そういったところを含めて町として議会にもきちんと説明する場を設けながら進めて参りたいということですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私はなぜこだわるかというのは、建てる時にしっかりと返済計画を含めてやった時に、これだけのお金、資金源が回らないということがわかった時に議会や求めて、建てる時にですよ、これだけの支援をしていただきたいというものはきちんと議会に出されて町民がわかったと、それでも渡邊医院を新築してもらいたいということがきちんと形成されているなら別ですよ。私はそこが何も無かったのです。町長は先ほどの答弁が後付けのようにしかならないのですよ。そもそもその時点でしっかりとした形を手順を踏んでいけばこんなことは起きなかったのですよ。だからその点を含めて私はしっかりもう一度渡邊医院の資産も含めてね、資産を売ってまでも返していくようにして、あくまでも町の持ち出し、返済金ですよ、運営資金ではありませんよ。返済金については自らの責任を持って返すという立場だけはきちんと守っていくように、私は渡邊医院に対して要望していきたいと思っています。

次2件目に入ります。野良猫の関係ですが、令和6年度の予算委員会の中で議員の方から質問があって、7頭30万円という結構巷では話題になったのです。それで具体的にそれどうなっているのと今町民の方から言われてきて

いるのですね。それで先日私、NPO法人の代表者に急に声かけられまして、激励なのか叱責なのかわかりませんが言われて、この人何言っているのかなと思って、それはゆっくり後で話しましょうと、電話待っていますよと言っても来なかったのです。それで私、野良猫について質問をしていきたいと思います。

野良猫を減らす活動をしなければならない地域について、どこら辺なのか伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 野良猫を減らすと言いますが、野良猫と共生をしていかなければならないという部分ですので、地域としては安平町全域と認識しています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これはね私その法人の方から、あなた議員で知らないのですかと言われたのですよ。地域把握していないのですかと。うちの町内会には1か所空き家があって、そこが野良猫が集まっているというのは把握をしていますけれども、総体的に町内会であれが迷惑だということは実はなくて、全体的にですよ、傍にいる人は嫌だという人もいます。そんな意味では副町長に全体的ですと言われたらその野良猫全体的にいるからそうなのかなと思って、したら特定の地域については無いということによろしいですね。

それでは2番目に入りまして。NPO法人と野良猫を減らす活動の促進に向けて具体的な対策は講じてきたのか伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 現在までについてはNPO法人と具体的な対策を講じたことはありません。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 副町長、私言いつらいのですけども。昨日、岡総務課

長がどうやって予算したんだと言ったらこうやってきたんだって説明を貰って、予算委員会の時に7匹30万って付けたのでしょ。その時はNPO法人できちんと話をしていかなかったら、そんなお金が出るわけないでしょ。何らかの対策を含めて促進に向けてこういうことをしていくのですってことをしっかりと詰めたからお金が出たのでしょってことなのですよ。していないと言ったらしていないのか。そうかいしか、それ以上言いようがないのですけど。それでは予算の立て方のあれにはならないのではないですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 通告の部分、具体的な対策という形ですので、猫の関係だと思っています。先ほど言いましたとおり予算については、令和6年度の予算で30万円を計上しています。これらの内容については令和5年9月にNPO法人の方から保護猫活動についてのお願いと。ただ、この団体については定款には地域貢献としての活動として、定款には保護猫活動をするという形はありませんが、地域の方で野良猫があるという形の中で動いてこの保護費用、それと年間経費として7匹まで25万、運営経費として5万、総額30万円と、連携団体については2つ、札幌市と夕張市の連携団体にこういう活動をするため予算をつけてくれという形として、その経過30万円の予算を計上したところで、具体的には猫の部分が町と一緒にして檻を持ってどうのこうのということではなくて、予算の計上はしていたというところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今副町長が細かいところまでは言っていないで大枠はそういうことで、令和6年度にこれから具体的に事業が展開されていくということでありまして、令和5年度中に具体的な対策自体が、例えば去勢手術が何件あったとかそういった実績はこれから出てくるということですので、よろしくをお願いします。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これも私も先ほど言ったようにNPO法人の方から激励なのか叱咤かわかりませんが、好きで私たちやっているのではないと、頼まれたんだと言われたのですよ。それはニュアンスの捉え方だから私は本当か嘘かということではなくて、そんな意味ではどこかで行き違いがあるのか

など思っていたのですが。特にその方が言ったのは、どうやって猫って持ってくるのですかと言ったら、私たち猫なんて捕りませんよと。町民の方が持ってきてくださいって言われて、えって言って、予算委員会の中ではきちんと参事の方はNPO法人に対して指導してきちんと、どういうふうにしていくのかやっていますよと答弁貰っているのですが、当の方はそうではなくて私たちは待っているだけで持ってきてくださいと。したらどうやって捕まえるのと言ったら、餌でもやって餌付けしてくださいって。これちょっとおかしいのではないかと。餌やってはいけないっていう時に、基本的に野良猫なんて我々町民が捕まえられるものではないし、また、野良なのか飼い猫なのかも区別もつかない現状の中で極めて難しいのかなと思っていますし、今具体的に町長の方から対策が出てくると言われましたので、それを期待しています。

それで3番目は私言われてきたのは、町民の方が期待しているのです、あの反面。気にならない人はならないのですよ、猫居たって。でもうちの町内会では猫より狐が荒らしまわって掘ってフンを垂れているのが現状で、狐の方が困ったなど思っているのですが、でも野良猫に困っている町民がいますから、町民は私たちはどうしたらいいのと。小笠原さんどこに伝えればいいのですかって言うから、それ議会で聞いてみますわと、私も知りませんから。それで私は、この猫に対して野良猫に困っている町民はどこで受け付けて、どうしてくれるのかっていうことは何課が説明をしてくれるのですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） まず一般的な部分ですが、予算を立てた税務住民課の生活環境グループが一般的となります。ただ、保護猫と地域猫というのですが、小笠原議員も先ほど言いましたとおり、花園の一角の土間のところに猫が5匹ぐらい、本来は座っているところなのですが、腹を出してくつろいでいる形になればこれは野良猫なのかどうなのかの判断にも困りますし。また、若草の山林にも2匹ぐらい野良がいるようなのですが、昔は盛りが付いた時期は夜もうるさく、でも裏にペット住宅で犬を飼うことになった時からずっと出てこなくなりましたし、あとは鹿公園のところの部分はありませんが、旭である馬の育成をしているところには野良猫というよりも鼠を捕るという形で重宝されているという部分もあります。ただ、これを捕まえていかにかどうのこうのという部分については、先ほどおっしゃったとおり税務住民課の生活環境グループが窓口になる形になります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まず一般論ですが、責任を持って育てることができない犬であれば可愛いからと言って、また、かわいそうだからといって安易に餌付けをしないで、近付かずに見守るだけに留めていただきたいというのがまず第一です。また、これは北海道の動物愛護及び管理に関する条例第4条で、道民の責務として道民は動物がある、命あるものであることを認識してその愛護に努めることとしております。そして、道が実施する動物の愛護及び管理に関する政策に協力する責務を有すると規定をされているところです。第8条では猫に食糧を与え、養い、育てることとして猫の飼い主、飼養する猫について疾病の感染及び不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を保持するため、屋内での飼育に努めなければならないとなっています。また、同条第2項では猫の所有者は、その飼養する猫、飼養というのは飼う猫を野放しにする場合にあっては、猫がみだりに繁殖することができない防止をするため、不妊措置を講ずるように努めなければならないというふうに道の方で規定していただいているところです。ご自宅で飼われている方で飼い猫を外に出される場合については、不妊、去勢手術をしていただきまして、野良猫を増やさないようにお願いをしているところです。今回のこのこま猫やねこのてについては札幌のツキネコの北海道であったり、夕張にも連携団体がありますので、ですからこのこま猫のねこのてさんがそういった団体に橋渡しをしていただく窓口になっていただいているということです。また、当然地域では餌をやっては駄目ですよと言ってもやっている方を見かけるという声も聞くのですが、そういった方がそういう形で来た猫を、例えば捕まえて、そして去勢手術を自費でやっている方もいるとお聞きしていましたので、その去勢の関係では、例えばそれぞれ経費がワクチン接種も含めてかかってきますので、そういった経費を含めて年間7頭分ぐらいということでの支援の予算を見ているけれども、団体さんとしては本当は1回ごとにお金を町が支援してもいいのですが、最終的に事務手続きも町側も煩雑になるのでその実績に応じて1年後には例えば2頭しかなければ、残りの分は町に補助金を戻すという形を考えていただいているということです。

初年度ですから様々課題も出てくるかもしれませんが、NPOができたということで、町としてはありがたいと思っています。基本的な考え方は道の条例の中で定まっていますが、町としては基本的にはそういったことがこれまで取り組みができなかったわけですし、個人の善意に助けられてきた部分もありますので、ねこのてさんの力を借りながら行政としても予算を付けながら後押しをしていきたいと考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 町長、道の机上の論理を述べたって、私は別にそうですかという程度であって、具体的にどうやるのかと。どうやって捕まえてどうやってやるのかってことは、町長思っただけ伝えて、したら具体的に町民はどうやって、どうしていくのだと。どういうふうに捕まえて、どうやって、どうするのかと何も無いじゃありませんか。それは、そう言うのであれば先ほど副町長が具体的な対策をこれから出していきますというから、町民が求めているのは具体的に何をしてくれるのかと。そして我々に何をすべきなのかと言っても、副町長と私の認識が一致して捕まえられません。野良猫なんて。とってもしゃないですけど。そんな意味では町長の思いと実態論がまさしくかけ離れています。そんな意味で私は十分対策をこれから出していただいて、こうやっていくという方向性をお願いしたいし、また、最後付け加えておきますけど、その法人の方が言っていたのは去勢した後また猫を放つというのですね。同じじゃないかと、猫の被害が増えないけれども放すことだって。ちょっと論点が違ってくるのではないかと。里親を探していくという方向性でいくのだけれども、不妊手術した後放していくということも言っていて、そこ辺りもきちんと意見調整しながら、具体的に野良猫に対して町はどういう方向性を持って町民に何をさせていただけるのかってことだけ、きちんと方向性を出していただきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど時間の関係もあったので答弁しなければならぬことは伝えた部分もありますが、具体的なことも先ほど触れました。餌付けではないですが、猫を追い掛け回すという形で捕まえるのは当然できませんので、猫が来た時に去勢されていない猫であれば、そこはわかりませんかから先ほど申し上げたような団体に連絡をして、ねこのてさんが間に入っただいて窓口となつてつないでいただけるということですから。そして、その去勢が終わった猫は地域に戻す。それは命あるものですから、そういったところで活動されている話を聞いていますので。それをやることによってそれ以上増えていかないわけですね。ですから、そういったことも必要である。飼っていただける方がいれば、そういったものをつないでいかなければならぬとは思っていますが、初年度ですのでそういったことを含めて対策を講じてまいります。

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本会議に通告された一般質問は全て終了しました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午後0時2分

---

再開 午後1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

---

◎ 日程第2 諮問第1号

○議長（多田政拓君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について説明を求めます。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 諮問第1号朗読

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 人権擁護委員の任期が満了する委員  
須 貝 英 子 令和6年9月30日満了
- 2 人権擁護委員に推薦しようとする者  
須 貝 英 子 令和6年10月1日

(提案理由)

任期満了に伴う人権擁護委員として、上記の者を推薦したいので、人権擁護



委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものである。

それでは提案理由の説明をいたします。現委員である須貝英子氏の任期が令和6年9月30日で満了となりますが、10月1日からの人権擁護委員として引き続き同氏を推薦するものであります。須貝氏は現在2期目でありますが、イベント時などにおける人権の啓発活動や町内小学校での人権教室に積極的に参加されるなど、人権擁護委員としての活動にご尽力して来られ、多くの住民の方からも絶大なる信頼を得ており、安平町の人権擁護委員としてふさわしい方であります。なお、住所、生年月日、職業、略歴につきましては別紙に記載のとおりです。以上で提案説明を終わりますので、ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これより意見調整のため暫時休憩します。議員の皆さんは議員控室に移動願います。

（暫時休憩）

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。  
お諮りいたします。本件についてはお手元に配布しました意見のとおり適任と答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員の推薦については適任と答申することに決定しました。

---

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第3、議案第1号 安平町副町長の選任の同意につ

いてを議題とします。副町長は退席願います。暫時休憩します。

(暫時休憩)

(副町長退室)

○議長（多田政拓君） 再開します。議案第1号の提案説明を求めます。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町副町長の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年6月19日提出

安平町長 及川 秀一郎

- 1 安平町副町長の任期が満了する者  
田 中 一 省 令和6年6月30日
- 2 安平町副町長に選任しようとする者  
田 中 一 省 令和6年7月1日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町副町長として、上記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

裏面をご覧ください。選任しようとする方の住所、生年月日、職業及び略歴については記載のとおりです。また、任期については地方自治法第163条の規定により令和6年4月1日から令和10年6月30日までの4年間となります。町長より補足説明があります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 早速ではありますが、私の方から令和6年6月30日をもって任期満了となります現副町長の田中一省氏を引き続き副町長に任命しようとするものです。再任ということではありますが、選任同意の提案説明につきまして補足をさせていただきたいと思えます。

田中一省氏については、旧迫分町職員として昭和61年7月に奉職以来、現在まで38年という長きにわたりましてまちづくり推進課課長補佐、健康福祉課長、総務課長としまして勤務、さらには令和2年7月から副町長に就任されるなど幅広く各行政分野の業務に携わってこられた方です。特に北海道胆振東部地震の際には防災担当の課長という非常に重い職を担ってきた方でして、副町長就任時に蔓延していたコロナウイルス感染症対策の総合調整役として迅速かつ的確な対応をしていただくなど、日頃より強いリーダーシップと明るいお人柄によりまして職場の部下のみならず町内イベント時の司会役を長年担うなど町民からも親しまれているお方です。また、只今申し上げました自治体職員としての長い経験と、そこで培われた豊富な識見を活かし、平成30年4月からは副町長1人体制となって質、量ともに業務が増大する中において胆振東部地震からの復旧復興やコロナウイルスの感染対策という非常に困難な行政運営を求められる局面にありながらも副町長就任以来私を支えていただいているところです。

つきましては、今なお多く山積する町政の課題解決とともに、デジタルDXやゼロカーボンの推進などの新たな政策を展開していくためにも田中氏は副町長として適任の方だと確信をしているところですので、何卒ご審議の上選任にご同意くださいますようお願いを申し上げます。補足説明とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号、安平町副町長の選任の同意については原案のとおり同意可決されました。  
暫時休憩します。

（暫時休憩）  
（副町長入室）

○議長（多田政拓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
ここで副町長に選任されました田中副町長から一言ご挨拶をいただきたい  
と思います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） この度、令和6年第5回安平町議会定例会において副町長の選任にご同意をいただき誠にありがとうございます。恐縮ではありませんが、お時間を若干いただき一言あいさつを述べたいと思います。

4年前及川町長から任を受け、村井副町長より背中を押されまして議会議員の皆様にご同意をいただき、及川町長を補佐し、議会や関係団体等の皆様との連携はもとより、職員と一体感を醸成し、平成30年胆振東部地震対策、新型コロナウイルス感染症対策などをはじめ、町民の皆様と、育てたい暮らしたい帰りたいみんな未来へ駆ける町の目標に向かって誠心誠意努める所存でございますと、このようにあいさつをしましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行までは実に3年間、まさに町民との歩みをもってできませんでした。先ほど町長の補足説明でもありましたが、色んな行事での司会進行とかありましたが、それは昨年からはじめて4地域にわたって町民とのお話、そして色々な場面での対話を行ってきました。これから4年間はDXの関係、そして色々なゼロカーボンシティの部分、これらの諸課題は縷々たくさんありますが、引き続き地域住民の皆様とお会いする機会をもって各課題への解決を議会や関係団体等の皆様との連携及び職員の皆様と一体感を持って地域への参入など、さらに誠心誠意を努めてまいります。ご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とします。本日はどうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（多田政拓君） よろしくお願ひします。

---

◎ 日程第 4 議案第 2 号

○議長（多田政拓君） 日程第 4、議案第 2 号 安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第 2 号朗読

議案第 2 号

安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

安平町学校給食センター条例（平成18年安平町条例第156号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 19 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町連合 P T A 解散等に伴い、給食センター運営委員会の委員構成を変更するため、この条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の朗読は省略いたしますが、一部改正の改正点を説明します。

今回提案いたします条例の一部改正は、令和 5 年度末で町内各学校に設置されておりました P T A 組織の変更に伴い連合 P T A 組織が解散となりましたので、給食センター運営委員会の任命職が無くなったため条文より削除し保護者に統合するものです。

これより新旧対照表によりご説明いたします。第 6 条第 3 項第 3 号中 P T A 会を保護者に改め、同条同項第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。この条例は次回役員改選期日の令和 6 年 8 月 1 日から施行する。以上で説明を終わります、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今のご説明によるとPTAが無くなったので文言整理ということだったのですが、こちら各小学校の部分に小学校、中学校、追分にまだPTAがあるという私の認識なのですが、それなのにここも保護者代表者にするというのはなぜなのか、その理由をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 各小学校、中学校、早来学園において、全ての学校においてPTAとした活動は終了しています。ちなみに追分小学校はPTAではなく、追分小学校父母と先生の会、あ、失礼しました、追分中学校はPTAという表現そのまま残っています。早来学園は、早来学園保護者と教職員の会という名称変更によるもので、これまでのPTAの活動、PTAという表現を日本語に訳した感じの組織にはなるのですが、発展的解散というような考え方で今回上部組織とのやりとりとの改革というか、そういうのを含めて名称変更になっていますので、これまでと同じようにPTAという表現では残らないので、あくまでも保護者の代表という名称に変えさせていただいたのが今回の変更点となります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 追分中学校は、まだ一応PTAとして残っているというご説明ですよね。それも含めて全て保護者代表者に統一したということなのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらは、これまでこのPTA組織の上に町のPTA連合会というのがありまして、その組織を含めてそれぞれの学校のPTA組織も改革しているという考え方なものですから、実際、追分中学校はこのままの名前が残っていますが、追分中学校も同様にこの上部とのやりとり、

さらに胆振管内のPTA組織からの脱退も含めてこの組織活動の考え方が変わりましたので、そういった整理をさせていただいたところです。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 現状からして名前は1つ残っているけれども、整合性が取れるように文言整理をしたという認識でよろしいでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） はい、そのとおりです。
- 議長（多田政拓君） ほかに質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） ちょっと確認したいのですが。PTAって無くなったの、全国的な組織的に。無くなったの、無くなる方向でいくの。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） うちはこのPTA活動というかPTAという名前としての活動は止めましたという、変更しましたというのがうちの町の活動です。まだ全国的には残っているところと、実際に完全に解散したところと、方向という部分では、うちは改革したという考え方です。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） ということは追分小中学校のPTAの皆さんも納得をしているということですね、PTA解散をしていくという方向性で納得しているということですね。教員も含めて。よろしいですね。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらはそれぞれの組織で自分たちが検討して解散をして、発展的な解散した上で継続している考え方になっていますので、これは教育委員会が廃止をすれとか、そういった活動の一環ではありません。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 組織があるということだから別にPTAここに入れて、あるんだから何か不都合なことある。むしろ私はPTA保護者代表の方がややこしいのかなと思って、どうやって選んでいくのかなと思う方がむしろ危惧されて、それは保護者の皆さん方が決めることであって私たちがああでもないこうでもない言うことではありませんけれどもね。だって、あるんだもん別に、PTA入れたって。何か不都合なことはありますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回給食センター条例の改正という部分で、あくまでもPTA会長という名前が存在しない学校になっていますので、そこら辺の集約をするという考え方で保護者に統一したというのが今回の条例提案の部分です。PTAそもそもの変更の考え方においては、今議員がおっしゃられたような部分の活動の中で一番課題となったのは、それぞれの学校のPTA活動の部分に関して問題は無いが、上部組織なり何なりの活動にかなり大変さを感じるといったような保護者側の考え方がどの学校も共通としてありまして、まずはPTA連合会、町にありますその脱退を含めてその先の胆振の団体からも脱退したいという考え方の下でこの組織改正をしています。ですから今回の条例改正においては、それぞれの学校の体制変更に伴って改正をさせていただくというのが趣旨ですので、追分中学校は確かに追分PTAという名前は残っていますが、追分中学校においても同様の考え方で、追分中学校だけ会長、副会長という役職を持っていますが、他の団体においては、追分小学校さんはあくまでも希望される方で、委員長という表現だけは残る形にはなりますが、早来学園においても会長様は残りますが他は人数もその時やっていただけの方という感じで数名という感じで組織立てをしているというのが現状となっていますので、そちらのことを踏まえて、保護者という表現でこの条例改正をさせていただいています。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。



[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今のご説明伺ってしまして、追分中学校はP T Aという形で残っているのですね。だけど、この改正の文章でいうとP T Aが代表として、この条例としてこの給食に関わることはできないことになるのではないのでしょうか。追分中学校のP T Aが残っているのであれば、やっぱりP T Aは入れるべきではないのでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） もともとこの委員会に参加する、選任をするにあたって、あて職という形で会長さんを選任させていただいています。ただ、会長さんもあくまでも保護者の代表という形で、その名称、役職において選任しているわけなので、追分中学校さんが会長さん、副会長さんという役職も残したP T Aではありますが、保護者という部分の中では変わりませんので、この今回の改正によっては別に中学校の会長さんでなくても保護者で関心があるような方がこの給食センターの関係に入ってくださいということで問題無いので、そういったような改正としても問題の無い話なのかなと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） そうしましたら、この保護者代表というのはどうふうにして選ぶのですか。これ小、中学校の保護者ということは小学校と中学校と合わせて1人ということなのか、それとも早来学園とかも合わせて何名とかがあっていう、そういうようなことになるのか伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 令和5年度に早来学園ができた際に、それまで各小、中学校からという表現を各小、中学校、義務教育学校と文言変更しています。まずここで各学校のP T A関係の代表者が参加できるという内容に変更しています。今回はその中で、代表者の1人として連合P T A会長という特定の方を設定していましたが、ここの部分がこれまで各学校のP T Aの代表からさらに1人という形か、もしくは重複して普通は選ばれる形をとっています

が、3項に書かれているように16人以内という形になっています。ですからその範囲内で各学校の推薦なりを受けた者がということで、今のところは各組織に代表という形と会長という方はいらっしゃいますので、全ての学校からこの運営委員会の方に来ていただける体制にはなるのかなと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第5、議案第3号 安平町合宿所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第3号朗読

議案第3号

安平町合宿所条例の一部を改正する条例の制定について

安平町合宿所条例（平成18年安平町条例第170号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町しらかば合宿所を用途廃止するため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の朗読は省略し、改正主旨をご説明します。今回提案いたします条例の一部改正は、平成30年北海道胆振東部地震により被災し、危険度が高いため利用を休止していました安平町しらかば合宿所について、今年度解体工事を実施するため廃止しようとするものです。

新旧対照表をご覧ください。第2条表中、安平町しらかば合宿所の名称、位置の部分を削除するものです。

以上で説明を終わります、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら解体にあたっては、解体業者の選定方法と解体方法、内容その他確認をお願いします

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 解体業者の選定方法については、他の施設と同様に入札により決定。解体方法については一部アスベストが確認されていますので、そこに配慮した解体工事となる計画です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） 解体にあたっては、周辺住民などへの説明が行われるかどうか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。  
○建設課参事（伊藤富美雄君） 今回のこのしらかば合宿所の解体と大町普通財産住宅の解体工事にあたりましては、自治会の方と近隣の接している住宅には業者の方からチラシを配布している形です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） 説明会などの求めは無かった感じですか。もしあったらしますよね。そういう確認でよろしいでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。  
○建設課参事（伊藤富美雄君） 今のところ説明会の開催をお願いされたということは聞いていませんので、ありましたら説明会の方はするようにします。

- 議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。  
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第 6 議案第 4 号

○議長（多田政拓君） 日程第 6、議案第 4 号 令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第 4 号朗読

議案第 4 号

令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 19 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の確定等により、令和 6 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第 4 号

令和 6 年度安平町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度安平町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85,868 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,680,103 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算(第2号)について提案説明をいたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では令和5年度一般会計決算による繰越金4594万1000円の増額など。歳出では定額減税補足給付金事業費4949万2000円の計上となっています。

それでは歳出から説明いたします。12ページをお開き下さい。

2款総務費1項2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業は、エリア放送基地局傾斜柱修繕料の計上。(2)総合行政ネットワークシステム運用事業はラインワークスの利用者増による増額で、(3)電算機器等管理経費は所有者からの要請による光ファイバの移設工事費の増額等です。7目財産管理費(1)庁舎管理費は、旧研修センターの廃棄ごみ処理に係る手数料の計上、(2)町有施設管理経費10節は、さつき会館排水管修繕料の増大により今後の修繕料に不足が生じるため増額するもので、14節施設改修工事は、旧遠浅小学校校舎周辺屋外給水管の漏水改修工事費の計上です。13ページ、10目企画費、鉄道等利用促進活動費助成金は、当初の予算見込みより利用が増えているため増額するもので、11目まちづくり推進費(1)定住促進事業は集落支援員の通勤方法に変更があったため増額するもの。14ページにまたがる(2)地区別計画協働づくり事業は、売り手市場の募集環境において応募者ニーズに柔軟に対応できるようにするため、集落支援員の雇用形態をフルタイム勤務とパートタイム勤務を選択できるように予算計上していたもので、4月の採用の決定により雇用形態が決まったことから不用分を減額するものです。15目財政調整基金費は、ふるさと納税の財源振替により減額するもの。2項2目賦課徴収費は、令和5年度の軽自動車税環境性能割の増額により翌年度負担する徴収取扱費が増額となったため、5項2目各種統計調査費は、統計調査市町村交付金決定見込みによりそれぞれ増額するものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費(1)低所得者世帯臨時特別給付金支給事業は、令和5年度に給付を受けていない世帯で、令和6年度において新たに給付対象となる世帯への給付金支給事業に係る事務費の計上及び10万円掛ける80世帯分の給付金の計上です。(2)住民税均等割のみ課税世帯給付金支給事業及び(3)低所得者の子育て世帯加算給付金支給事業は、いずれ

も繰越明許費にて実施する事業に伴うシステム改修負担金の計上です。16ページにまたがる（４）定額減税補足給付金事業は、令和6年度分の所得税及び住民税の定額減税において減税しきれない方に対し差額分を給付するもので、事務費及び約1300世帯分の給付金の計上となっています。5目ぬくもりセンター施設費は、ガーデニングホール of 天窓2か所及び浴室の天窓2か所のガラスにひびが見つかり、割れる危険性もあることから交換工事を行うものです。9目高齢者福祉費は、後期高齢者医療事業特別会計の補正による繰出金の増額で、被保険者証の郵送方法変更などによる事務費の増額によるものです。10目高齢者福祉施設費（1）高齢者施設管理運営経費は、は一と苑の調理場の食器乾燥機が故障したため入れ替えを行うもの。（2）認知症グループホーム改修事業10節は、施設のカウンター天板が割れ亀裂が発生したため修繕を行うもの。17節は職員数が増えロッカーが不足していることから購入をするものです。17ページ、12目しょうがい者福祉費は、令和5年度しょうがい者医療費国庫負担金の収入超過による返還金の計上、2項4目認定こども園等運営経費は、おいわけ子ども園の雨漏りによる屋外屋上防水部分修繕により今後の修繕料に不足が生じる可能性があるため増額をするもので、5目児童手当費は制度改正に伴うシステム改修に係る負担金の計上です。

18ページにまたがる4款衛生費1項2目予防費は、国保ヘルスアップ事業の実施に伴い若年者の健診経費を国民健康保険事業特別会計で計上するため一般会計計上分を減額するもので、5目環境衛生費は、新たに地域おこし協力隊員を任用しゼロカーボンシティ推進を図るため、人件費等を計上するもの。7目保健センター管理経費は今後利用増が見込まれる調理室及び小会議室での食中毒や熱中症の予防を図るため、エアコンを設置するものです。

19ページ、6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、令和6年度中に策定予定の地域計画で地域農業者の意向調査を行うことから郵便料を計上するもの。2目農業総務費は全国オーガニック給食協議会の総会により決定された年会費を計上するものです。4目農業振興費（1）生産振興対策事業経費の安平町農業再生協議会交付金は、安平町農業再生協議会が取り組む有機農業産地づくり推進事業に補助するもので、（2）鳥獣被害防止総合対策事業経費はアライグマ駆除処理用資材を購入するもの。6目土地改良事業費は、瑞穂ダム漏水観測室の水道送水管の漏水に係る試掘及び本工事経費の計上です。

20ページ、7款商工費1項1目商工業振興費は、経営強化促進補助金の申請件数の増が見込まれるため増額するもので、2目観光費は菜の花シーズンの来訪者対応に係る警備員増員経費の町負担分を増額するものです。

8款土木費2項2目道路維持費は財源振替で、道路施設長寿命化修繕事業の事業費内定により国庫補助金が減額することから地方債を増額し対応するもの。3目道路新設改良費は財源振替で、遠浅酪農2号線改良舗装事業の事業費内定により国庫補助金が減額することから地方債を増額し対応するもの

です。21ページにまたがる4項5目公共下水道費は下水道事業会計の補正に伴う増額で、職員手当等の増額による繰出金の増額です。

10款教育費1項1目教育委員会費は、いじめ防止対策を行う上で第三者有識者委員の招致に要する経費の計上で、4目教育振興費は教職員数の確定により当初の見込み人数では不足するため増額するものです。22ページ、5目教員住宅管理費は、長期間空き家となっていた教員住宅でボイラーの修繕やクロスの張替え等が必要となり予算が不足することから増額するもの。6目スクールバス管理費は年式の古いスクールバスの故障が多くなり、修繕料が不足しているため増額をするものです。2項1目学校管理費は、電源立地地域対策交付金の交付額決定による財源振替で、2目教育振興費はデジタル教科書実証事業の対象校となったため、デジタル教科書及び指導書を購入するもの。3項も同様で、1目学校管理費は交付額決定による財源振替。23ページ、2目教育振興費はデジタル教科書及び指導書を購入するもの。また、4項も同様で、1目学校管理費は交付額決定による財源振替。2目教育振興費はデジタル教科書及び指導書を購入するものです。5項1目社会教育総務費は、指定寄付により品目など文化協会へ確認をしておりますが、文化振興用の備品で展示パネルなどを購入するもので、3目公民館費は、追分公民館整備事業債の要望額に合わせて財源振替を行うものです。24ページ、6項1目保健体育総務費は、ふるさと納税の指定寄付により安平町早来アイスホッケー連盟に交付するもので、4目学校給食費は、給食配送車のパワーリフト故障による修繕を行うため増額をするものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので、6ページをお開きください。16款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1節は、補助金の受け入れ先が町から地域公共交通協議会を経由することになるため22款諸収入へ予算の組み替えを行うため減額するもの。4節は定額減税補足給付金事業などに対し交付されるものです。2目民生費国庫補助金は、児童手当の制度改正に伴うシステム改修に係る経費対し交付される補助金で、7ページ、3項3目農林水産業費委託金は決算見込による増額です。

17款道支出金2項1目総務費道補助金は交付額決定による減額。4目農林水産業費道補助金は有機農業産地づくりへの取り組みに対する補助金で、8ページ、3項1目総務費委託金は決算見込により増額をするものです。

19款寄付金1項1目指定寄付金は、文化振興資金として工藤千代枝様より寄付を受けたものです。

9ページ、20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、2目まちづくり基金繰入金は道の駅交通警備負担金の補正に伴う増額、4目産業づくり基金繰入金は、経営強化促進補助金の補正に伴う増額です。

10ページにまたがる21款繰越金は、令和5年度一般会計歳入合計86億558万9970円、歳出合計84億2827万3345円で、歳入歳出差引残額1億7731万6625円から繰越明許費及び事故繰越の一般財源8537万3700円を差し引いた、実質



収支額は9194万2925円となります。地方自治法第233条の2及び安平町基金条例の規定に基づき、剰余金の2分の1を下回らない額として4600万円を財政調整基金に積み立てます。残りの4594万2925円から科目設定の1000円を差し引いた額を計上しています。

22款諸収入4項6目雑入は予算の組替えによる地域公共交通確保維持改善事業費補助金の計上です。

11ページ、23款町債1項2目総務債は起債対象事業費精査の結果、要望額が減額となるもので、4目土木債は国庫支出金の減額内示による財源不足分を地方債の借入額の増額により補うもので、5目教育債は起債対象事業費精査の結果、要望額が減額となったものです。

次に地方債補正について説明しますので、3ページをお開きください。

第2表地方債補正は、公共施設整備事業の限度額を7810万円から7120万円に、道路施設長寿命化修繕事業の限度額を4400万円から5650万円に、遠浅酪農2号線改良舗装事業の限度額を3400万円から3810万円に、追分公民館整備事業の限度額を2800万円から2760万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還方法は変更ございません。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8586万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8010万3000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。12ページをお開きください。12ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 12ページ7目財産管理費の部分の一番下の工事請負費の部分ですが、こちら旧遠浅小の修繕ということなのですが、こちらが現状のお渡しができないのか。できないのであればその理由を合わせてお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 旧遠浅小学校は現在の小学校建設時に建て替える前の小学校の給水管を使用した状態で現在建てられていました。現校舎周辺の給水管は、現在使用しているようなポリエチレン管ではなくて塩ビ管と言いまして、その糊付けの継手仕様の材料のまま現在まで使用されている

状態となっていました。よって小学校在学時から度々漏水修理を行っていましたが、根本的な漏水解決にはなっていない状態でした。

今回の改修工事は、今説明したようなことから漏水箇所を調査しながらの改修修繕ですと期間がどのぐらいかかるか、また、費用がどのぐらいかかるか予想できないものですから、校舎周辺全体の給水管を入れ替えるものとなっています。現状渡しということも考えたのですが、今の状態で漏水がはっきりしていましたので、まずはきちんと漏水を直してから今後の譲渡先の方にお渡ししたいと。なるべく町の瑕疵はなくしてお渡ししたいという考えで今回補正させていただいています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ13、14ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 13ページの11目まちづくり推進費の地区別計画協働づくり事業。こちらフルタイムとパートを精査して決定したものとおっしゃっていたのですが、具体的に何人分なのか。そこら辺どういう整理になったのか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 集落支援員の募集については2名でしていたところでした。そこに対して予算を3名分ということで構えていたことからの1名分の差額となっています。1名分の差額については副町長の方で説明したとおり、売り手市場ということで応募者がフルタイムがパートタイムか選択できることを、選択肢を用意した上での予算措置となっていて、この度フルタイム1名、パートタイム1名ということで確定しましたので、その差額分のフルタイム1名分の人件費を落としている状況となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらフルとパート1名ずつで、パートが1名になっ

て1名分も落としたということで。業務に具体的に支障は期たさないのかというのが1点。パートに移行したことによって交付税措置が減らないのか、この2点をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 業務の観点で言いますと集落支援員は今、安平地区1名、遠浅地区1名の配置で進めているところです。遠浅地区については現在遠浅自治連協の方々とお話を進めてプラン策定に向けた準備を進めているところです。そうした観点で言いますとフルタイム、パートタイムという業種の違いで業務に支障を期たすようなことはない状況となっています。また、財源措置についてもこちら特別交付税措置が措置される内容のもので、その辺についても影響が無いと認識しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ15、16ページで質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○7番（三浦恵美子君） 16ページの5目ぬくもりセンター施設費ですが。これガーデニングホールのガラスのひびの改修と伺いましたが。今まで何度も調べる機会があったのではないのでしょうか。今までは見つからなかったけど、最近このひびが見つかったということなのか伺います。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ぬくもりセンターのガーデニングの天窓のひびなのですが、冬が明けて春になって点検した時にひびが見つかって、それで施設全体を総点検したところ、お風呂場の天窓にもひびが見つかったので今回の補正で計上して交換工事を行うものです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） このひびの原因ですけど。何か衝撃を与えてひびが入ったのか、それとも周りの構造が歪んでガラスにひびが入ったのか。その原因はなんでしょう。地震の時にもこういうことがなかったのですよね、今気が付くということは。ということは原因が地震ではなかったということですから。最近になって、もし構造的な歪みがあってガラスにひびが入ったのだったら、その元から直さないでガラス取り換えただけではまたひびが入るのではないかなと思うのですが。どうなのでしょう。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 天窓のガラスなのですが二重構造のガラスになっていて、外側のガラスには割れた時に飛散しないように細いワイヤーが張り巡らされているのです。ワイヤーは鉄製ですので冬の寒さとか夏の暑さでどうしても寒暖の差があって伸縮が生じてしまうと。それによってひびが入ったのが原因となっています。なので今年の冬の寒さとかでひびが入ったのだらうと考えています。ただ同じ、そういう原因であれば発生はするだろうというのも想定されましたので、割れない素材に変えた方がいいのではないかと、そういった観点でアクリル板ですとかアルミ板への交換も検討したのですが、現状耐火施設だったり一定程度の厚さのものをはめ込まなければいけないという制限もありまして、現状の耐火及び準耐火建築物の屋根は耐火構造が要求されますので現状のものは最終的には一番いいということで、現状復旧という結論に至っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 現状のままということはまた何年かしたらそういう状態になるのかと。うちの今の我が家の窓もワイヤー入りで20年経過していますけれども、そういう状態にはなっていません、ひびが入ったりしていませんので。だから材質にもいろいろあるのではないかなと思うのですが、どうせ取り換えるなら良いものを取り換えて今後の修繕の心配のないような状態にした方が、かえって経費は安く済むのではないのでしょうか。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 先ほど地震のことをおっしゃってまして、その

点が漏れていたのですが、地震の際にもガラスが割れて現状復旧したという経過があります。今回のガラス交換に関しては、以前もそうだったのですが建物の保険がありまして、そちらの対応を考えていまして。保険の方が確定しましたら歳入の方は補正しようと思っております。そういうことを考えますと基本的には現状よりも良いものということになると保険の方も対象とならない部分も出てきますので、そういった保険のことですとか総合的に考えますと現状復旧が今の段階ではいいのかなと判断をしています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 今の米川議員と同じところですが、割れた原因とかわかったのですが、これに伴うチェック体制というのは、これから何か考えていらっしゃるのでしょうか。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） チェック体制と申しますと、やはり日々の点検に尽きるだろうと思っております。そこは管理会社とも協議をしてチェック体制をしっかりしていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私が言いたいのは、町民の方々が見ると屋根が落ちて1回休館して、また今度こういうガラスが割れていると非常に不安な面が多いということと、これから6月7月8月9月と鹿公園がすごい勢いで混みだすということになると、せつかく安平町に訪れてきた方に対して安平町なんなんだという意識があるのではないかと申すの質問ですが、その辺もう一度確認したいと思っております。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） チェック体制に関しては管理業者含め日々の点検が重要になってくると思うのですが。まずガラスですが、二重構造になって

いる外側がワイヤーが入っている部分にひびが入ったということで、この後割れていく可能性はあるのですが、今すぐに割れて落ちるかということもそういうものでもないということで今回の補正で対応するということなのですが。これが本当に外側だけでなく内側もひびが入っているということであれば予備費でも使ってすぐに直さなければならないのですが。今回は外側のひびだったということで、補正で対応と考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は15ページの低所得者臨時特別給付金80世帯の関係ですが。これは本人が来なかったので敢えて通知を出して80世帯分に対して出したのか、既に出していたのだけど年度が跨ってしまったのでずれ込んだのか、この80世帯の意味をどう捉えたらよろしいのか伺います。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今回の給付金の関係ですが、こちらについては先ほど副町長の方からも説明がありましたが、昨年の給付金の中で均等割りのみ課税世帯だった方が対象だったわけですが、その中で今回のこの80万円ですが、こちらについては新たに令和5年度に課税だった世帯が令和6年度において非課税になった世帯、こちらを対象としたものの給付金となっていて、新たに課税状況が変わった方を対象とした給付金ということで10万円の給付金に対して80世帯を見込んだものです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今参事が説明したとおり5年から6年になった時に80世帯が確認をされたということによろしいですね。それ以上いないし漏れはないということによろしいですね。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今回の補正予算の関係なのですが、こちら

については、積算の根拠としては去年の課税非課税の状況をもって試算した部分でして、今回給付金の基準日が6月3日付けとなっていて、去年から今年にかけて変わっている世帯も当然いらっしゃるのですよね。今その状況を抽出している作業中なのですが、まだ現在途中の段階ですが、この予算よりは若干不足が生じそうだという見込みですので、必要な時期にまた改めて不足分となる分を補正計上させていただきたい考えも持っていますので、その際はよろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 15ページの一番下の定額減税補足給付事業。こちら令和6年度分で減税しきれない人の分であると伺ったのですが、具体的にどのような内容なのかというのと、どういうふうに行っていくのか、この2点お願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） ご質問の部分の定額減税補足給付金の関係ですが、こちらについては所得税の方で3万円、住民税の方で1万円が減額となる部分でして。その引き切れなかった分を現金給付するというものでして。基本的に、例えば所得税なのですが、これ1万円単位で給付するとなっていますが、例えば3000円が所得税としてあるといった場合は、3000円は1万円単位というなかで切り上げになりますので、3000円の所得税でも1万円が給付されるという形になります。極端に言えば100円所得税がかかったという方がいらっしゃったら1万円単位なので100円でも1万円の給付という事業になります。こちらについても今まで同様の該当者に対してはお知らせする文章を差し上げた中で、数回書類のやりとりがありますが、その中で給付を確定していきながらの支給の事業になります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） これ手続きをしないといけないということでしょうね。手続き漏れた場合は何回も勧奨したり、そのようなことを行うのかどうか含めお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 今三浦議員がおっしゃられている事業の他に、先ほどの小笠原議員の質問の部分の給付金もそうなのですが、今準備を進めている中で来月の上旬ぐらいにはお知らせする文書を差し上げたいと準備しているところです。こちらについては申請方式というところがありますので、役場の方からあなたこれで間違いはないですかという文章を差し上げて、該当になりますという文書を差し上げて、振り込み口座とかその辺の記入をしていただいて返送していただく形で予定しています。申請の時期ですが、一応今10月末までを申請期間として準備をさせていただいているところです。状況を見ながら2回、3回になるかわからないですが、様子を見ながら申請まだされていませんというような、広報も含めて何回かやりながら多くの方が受け取れるような方策を取っていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ17、18ページで質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私は18ページ、5目の環境衛生費の中での脱炭素化事業というところの地域おこし協力隊なのですが。この方は何をどういうことをするために採用するのかということについてお聞きします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今日担当課参事が発熱であれですが、町と協定を結んだ株式会社安平エナジーですね。これが安平町に誕生していますが。連携協定をしてゼロカーボンの推進を実現しようとしています。環境省中心とした国の補助事業の活用によりまして財源の確保はもとより自治体の我々の関係者だったり、地域住民、地域の企業、そういった理解の促進といった調整だったり、関係の構築がポイントになってくるということで募集をさせていただきました。当然地こういった地域エネルギーの会社の右腕となるような人



材、役場庁舎の中に配置をして昨日もやりとりしましたが、ゼロカーボンの推進室のようなものも年度内に設置していきながら、そういった人材とともに役場の体制も強化していきながらゼロカーボンを推進していくということで、詳細はホームページ等で募集要項等も公開しながら、先般ちょうど面接も行って予定どおり7月から採用できる見通しになっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ということは、非常にこの事業に対して理解のある方を採用したということで理解してよろしいですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 民間経験もある方で、若い方であって、そして非常に優秀だと私は思って、面接には私も参加させていただきました。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ19、20ページ、質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ちょっとページごとに分けて聞きたいのですが。

まず19ページの6款1項1目の農業委員会経費。こちら地域計画策定のための意向調査ということで教えていただいたのですが、こちら内容を、具体的にどのように調査するのが1点。あと4目の農業振興費の負担金補助及び交付金の鳥獣被害防止の関係で、アライグマの関係の購入だにご答弁いただいていたのですが、具体的にどのようなものか詳細をお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 私の方から1つ目の関係の地域計画です。まさにこれ6年度の農業者年金の関係でして、この地域計画を策定をしていくと。なお、

農業者の意向調査にかかるその郵券料ですが、農地事業最適化交付金の補助対象となるか振興局に確認した上で、補助対象となるかその額が決定した段階で歳入補正をしたいというところでして、1つは農業者年金の業務委託金、これの意向調査をするために各農業者に郵便を使って調査を行っていくという形です。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 私の方からアライグマの関係の有害鳥獣対策関連備品の関係についてご答弁申し上げます。現在、シルバー人材センターがこのアライグマの捕獲したものを殺処分の作業を行っていただいています。近年、頭数の増加に伴ってこの器具、ガスなのですが、この器具が不足しており、そのガスの改修日も決まっていることから、さらに1つガス容器を増強するものです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 1点目はわかりました。2点目、ガスの関係を1点買うということなのですが、これは1点で、ひとまずは不足が補えそうなのか、その辺お願いします。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 現在も殺処分についてそのガス容器は3本使用しています。さらに1本増加して4本で今後は行っていくことになって、現段階の捕獲頭数では間に合うのかなと認識しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では20ページで、別なところで聞きたいのですが、7款1項1目商工振興事業経費、こちらご説明概要はいただいているのですが、多分数から言って2件増加なのかなというところで、その内容、概要をお知らせいただきたいのと。あと2目の観光費の道の駅の警備負担金、こちら増額の内容などどのような要因かお知らせください。

[村上総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） まず経営強化促進補助金なのですが、当初予算では2件分の200万円。今回広報で周知をして今まだ申請締め切っていないのですが、今募集中なのですが、商工観光課の方に来たり商工会の方に相談や問い合わせが複数件来ていまして。今回、最大で6件分の増額をしてトータルで8件分を予算化するものなのですが。まだ申請の締切ではないのですが、相談があったりとかして最大申請が来るかもしれないという、申請が見込まれる件数を今回補正したものです。それから次、観光費の道の駅の交通警備の負担金なのですが、当初予算で交通警備の経費は予算を見ているのですが、それは基本的に道の駅の交通警備の経費でして。道の駅の場合は町と観光協会がそれぞれ負担割合を決めて応分の負担をしているのですが、今回菜の花に関わる部分については町全体の交通安全対策に関わる部分ですので、そこは100%町の責任範囲だろうということで今回補正予算で計上するものです。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 1点目はわかりました。2点目なのですが、こちら全町的なものなので町の全額負担、按分ではないということだったのですが、ではこの増額部分は道の駅周辺の交通警備ではない場所でやっていただくという理由でしょうか。

[村上総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 今回補正する部分については菜の花畑、圃場付近の交通安全対策。それから菜の花シーズンに伴う来場者の増加に伴って道の駅の駐車場とは別に臨時駐車場を設けるのですが、その警備含め道の駅以外の部分の交通警備の経費となっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ21、22ページで質疑はありませんか。

[箱崎議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 21ページの教育費の1目教育委員会費ですが、いじめ防止対策委員について伺います。こちらは室蘭から来られるということによろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） こちらの委員さんとしては、昨年度も計上させていただいたのですが、室蘭の大学の教授と苫小牧市の弁護士さん2名というのが対象というか予定となっています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 他の市町村ちょっと町名を忘れてしまいましたが、例えば元校長先生とか、そういう方の対応は考えていらっしゃるということによろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 今回対応しようという事例が、例えば行政担当、学校の担当という形の方とのコンタクトを取りたがらない保護者への対応なものですから、なるべくつながりが無さそうところで、北海道の委員さんとなっている方を、直接私たちに関連しないというところを明確にしたいがためにこういう方々の採用をさせていただこうかなと思っています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 22ページの6目スクールバス管理経費の修繕費なのですが、こちら年式が古くなって見込んだ回数より修繕が増えるための増額とおっしゃって答弁いただいたのですが。こちら修繕し続けるなら購入した方がいいかとか、そういうコスト面での落とせる部分があるかどうかの検証はされているかどうか、どのようになっているのかをお願いします。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 令和5年度末から令和6年度初めに立て続けに、実は早来地区で走らせている平成21年式のスクールバス2台あるのですが、そちらが順次大きな故障を起こし始めて、このバスの更新計画は実施計画に載せていますが、金額の高騰の前に、現在なかなか発注しても来ないという状況も踏まえて計画が何年か遅れていた形になっています。一応7年度にはこちらの1台は更新したいという計画で昨年一昨年から計画を進めていますので、今議員がおっしゃられたとおりに、こちらはもう更新をしていかないと急な故障がこれ以上に続くと子どもたちの登下校ができないということもあり得るので、その辺はしっかり対応させていただければと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ、

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 22ページの教員住宅管理経費。空き家だったボイラーの修繕と伺ったのですが、これ誰か入居する人ができたということなのでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 一時的には退去する方が多かったのですが、本年度異動で来られた先生が結構入ることになりまして、使用していて不具合が生じていて、それが結構老朽化でこれ以上使えないという流れが立て続けに続いていますので、こちらも使ってと言ってもこれ以上直すのが難しいところが現状としてありますので。実際入りかかっているところがあって、こういった事態になっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ23、24ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり、歳入に入ります。  
6ページをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ8、9ページで質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 9ページの財政調整基金繰入金、繰入額が減額しているのですが、今回備荒資金は積まない感じで調整されるのかどうか。今後はしていくとご答弁いただいたのですが、今回に限ってはどのような対応になるのかをお願いします。

[田中副町長挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 積むか積まないかという形ですが、今回は積まないという形です。

○議長(多田政拓君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ、

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) あ、三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 別なところでもう1つ確認させていただきたいのですが、8ページの寄付金の指定寄付金なのですが、10万円いただいたということで文化振興資金としてということで、歳出のところの12万円に関わってく

る部分かなと思うのですが、この2万の差額はということなのでしょうか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 差額が出てしまったのですが、10万円の寄付をいただきまして、文化振興資金ということでの寄付でしたので、教育委員会の方で検討しまして展示パネルのこの辺りを購入させていただこうかなと検討させていただいた結果、その金額がちょっと、本来であれば10万円入ってきたら10万円のものというのが趣旨ではありますが、物が若干超えてしまったために予算計上は12万円で見させていただいたものです。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 歳出の部分で詳細を見ればよかったです。ということは2万円分は単費で補うという感じでしょうか。それとも基金から入れるのでしょうか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 決算にもよりますが、10万円を超えたものは単費となる予定です。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 全く同じところなのですが、この寄付してくださった方のご主人様は長いこと追分の文化協会の会長さんをして大変お世話になった方なのですが、今聞きましたら展示パネルの購入ということですが、文化の作品の展示に使っているパネルは使いづらいところがあるので、購入に際してはよく吟味していただきたいと思っていますが、まだどんな品物を購入するかまでは決められてはいないのですね。
- 議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。米川議員、あとで総括で質疑を受けますので。今歳入です。
- 2番（米川恵美子君） わかりました。
- 議長（多田政拓君） 先に進ませてください。
- 2番（米川恵美子君） すみません。

○議長（多田政拓君） 歳入でこのページ質疑はありませんか。なければ10、11ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 11ページの2目総務債の合併特例債の減額なのですが、事業確定によるものという認識ではあるのですが、詳細もしわかれればお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 11ページの合併特例債というのは総務債の合併特例債の公共施設整備事業債の690万円の減額というところでよろしいですか。その内容は額の確定による形の中で、この事業債の部分が減額になったということです。内容については。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 町民センターの関係なのか、それとも他の事業なのかを知りたかったのですが。

（理事者側協議）

○町長（及川秀一郎君） 確認します。

○議長（多田政拓君） 暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。答弁をお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 確認しましたところ、しらかば合宿所の解体工事にかかる部分での額の確定ということです。



○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） それでは歳入の質疑はこれで終わります。  
3ページをお開きください。第2表地方債補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑がなければ総括的な質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 先ほどお尋ねしたパネルの購入に際してはもう決めたのかどうか。決めていないなら展示する文化関係の人たちにどんなものがいかに聞いた上で品物を決めていただきたいと思いますけど。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 予算計上上こちらが必要と考えられた展示パネルという形で計上させていただいておりますが、同時に団体の方にも要望等を聞き取りさせていただいてまして、それらを合わせて最終的に決定させていただきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。  
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(多田政拓君) ここで14時45分まで休憩とします。

休憩 午後2時32分

---

再開 午後2時45分

○議長(多田政拓君) 休憩を解いて会議を開きます。  
休憩前に審議をしました議案第4号の中で、三浦議員の質問に対し答弁の訂正がありますのでこれを許します。

[田中副町長挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。  
○副町長(田中一省君) 先ほど11ページの町債の関係の合併特例債、公共施設整備事業債の関係で額の決定によるという形でしたが、再度確認したところ、起債申請額の決定による変更という形になります。お詫びをもって訂正します。

---

◎ 日程第7 議案第5号

○議長(多田政拓君) 日程第7、議案第5号 令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。  
○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第5号朗読

議案第5号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の決定により、令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第5号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ884,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては令和5年度決算に伴う歳計剰余金の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

6 款保健事業費については国保ヘルスアップ事業の対象経費拡大により増額するものです。

9 款基金積立金は前年度繰越金の確定により増額するものです。

次に歳入をご説明いたします。5 ページをお開きください。

3 款道支出金 1 項 1 目 2 節保険給付費等交付金の細節、特別調整交付金は財源調整による増額で、特定健康診査等負担金は歳出 6 款の増額に伴う補正となります。

6 ページにわたる 5 款繰越金は、令和 5 年度歳入歳出差引額を前年度繰越金として追加補正するものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1026 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 8496 万 7000 円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出 7 ページをお開きください。7 ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 7 ページの下の基金積立金の部分ですが、こちら今現在の基金残高はいくらあるか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和 5 年度末の保険給付費と支払準備基金の額は 2 億 6113 万 3191 円となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） こちら多分 1 人あたりに換算すると 10 万超えているのだと思うのですが、1 人あたりいくらあれば国保会計を回せていけるか。また、どのようにおさえているか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 今1人当たりの分の詳細なシミュレーションはすぐお出しできませんが、こちら北海道の方で令和12年度を目途に保険料率を統一にすることを目指していますので、その前の段階の安平町においては資産割額を廃止した三方式の移行を準備していきまして、そちらのシミュレーションでは資産割額を廃止して、こちらの支払準備基金を取り崩しながら被保険者の過大な負担とはならないような保険料を今シミュレーションしているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 一般的には1人当たり1万から1万5000円ぐらいで赤字にはならないという統計が出ているのですが、ということは三方式にした時に負担にならないように今準備してよけているような感じの認識でいいかどうか。それ以上は引き下げることが統一によってできないということなのか確認をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちら北海道の方に保険者が移行してから基本的には安平町においては交付金を北海道の方に納付するということになっていきまして、給付費は北海道の方で支払うことになっています。そうしたことから実際に安平町で払う交付金と北海道で払っている給付費の方は年度が違ったりするもので、なかなかうまく金額として調整することが難しいのですが、今後資産割額を廃止することで、本来であれば保険料が上がってしまう方もおられるのですが、こちらの支払準備基金を使って保険料が上がらないような対策を今シミュレーションしているところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑に移ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。

まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第8 議案第6号

○議長(多田政拓君) 日程第8、議案第6号 令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第6号朗読

議案第6号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

前年度繰越金の決定等により、令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

## 議案第6号

### 令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。今回の補正につきましては令和5年度決算に伴う歳計剰余金の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費11節役務費は、被保険者証の郵送方法の変更等による増額となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、令和5年度に繰越された保険料を追加するものです。

次に歳入のご説明をいたします。5ページをお開きください。

2款繰入金については歳出1款の補正に伴う増額です。

6ページにわたる4款繰越金は、令和5年度歳入歳出差引額を前年度繰越金として追加補正するものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7332万6000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出7ページをお開きください。7ペ

ージについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 7ページの1款総務費の一般管理経費の総務一般事務経費の部分なのですが、保険証の郵送の変更による増額というご説明を受けたのですが、こちら事務手続きの業務負担など増にならないかどうか、その辺どのようにしているかお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらが今回保険証にマイナンバーを入れる部分がありまして。そこで普通郵便から特定記録郵便に変更になったものですので、特に事務手続きで負担になるというところはありません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。



---

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（多田政拓君） 日程第9、議案第7号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第7号朗読

議案第7号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の決定等により、令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第7号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,341千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ1,098,304千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,517千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,743千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。保険事業勘定補正につきましては、歳入では介護保険料の滞納繰越分及び令和5年度決算に伴う繰越金の整理。歳出では令和5年度介護給付費実績報告に伴う過年度償還金と歳計剰余金の予備費への計上が主なものとなります。

はじめに保険事業勘定歳出からご説明します。7ページをお開きください。

4款諸支出金については、令和5年度給付費実績に伴う返納金となります。

5款予備費については、歳入歳出補正に伴う財源補正及び歳計剰余金を保険給付費等の予備費として財源留保するものです。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

1款保険料については、前年度からの滞納繰越分となります。

6ページにわたる8款繰越金については、令和5年度歳入歳出差引額を前年度繰越金として追加補正するものです。

続いて介護サービス事業勘定についてご説明いたします。介護サービス事業勘定の補正につきましては、サービス収入の自己負担金及び令和5年度決算に伴う歳計剰余金の整理となります。

はじめに歳出を説明します。14ページをお開きください。

2款予備費については、歳入歳出補正に伴う財源補正及び前年度繰越金を追加補正するものです。

次に歳入をご説明します。12ページをお開きください。

1款サービス収入2項1目自己負担金収入については、前年度からの滞納繰越分を追加しています。

13ページにわたる2款繰越金は、前年度繰越金を追加補正するものです。

以上、保険事業勘定歳入歳出補正予算及び介護サービス事業勘定歳入歳出補正予算の説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。保険事業勘定歳出7ページをお開きください。7ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） 7ページの4款諸支出金の償還金の部分ですが、地域支援事業に対する実績返納というご説明だったのですが、こちら主な要因、内容について、もしわかればお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。  
○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは地域支援事業の介護予防日常生活支援事業の訪問介護サービスの部分で返還金となっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） 特段、国の基準が変わったとかではないのでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。  
○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和5年度ですので、基本的には法律とか単価とか全く変わっていません。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。  
歳出14ページをお開きください。14ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。  
12ページをお開きください。12、13ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 12ページのサービス収入の自己負担金収入の滞納分確定の部分なのですが、こちら現在の利用状況、滞納分も出ているということでこの辺どうなっているのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらのサービス利用料については、グループホームさかえが町の指定管理になる以前のサービス利用料の収入未済額となっております。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） もう1つ。ちょっとずれたら申し訳ないのですが、この滞納をしていくことによって利用は制限されたりできなくなるとか、そういうようなサービスが使えなくなるというようなことがあるのかないのか。この辺のところお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらの未収入額の部分は平成18年度分の未済額で。繰り返しになりますがグループホームさかえが町の指定管理になる以前のサービス利用料の収入未済額ということで。こちらの方が、内容としてはお亡くなりになられていまして、その債権の部分をご家族等を探しながら収入の方をお願いしているということです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言  
はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。  
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のと  
おり可決されました。

---

◎ 日程第10 議案第8号

○議長（多田政拓君） 日程第10、議案第8号 令和6年度安平町下水道事業会  
計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 議案第8号朗読

議案第8号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

管理職手当等の増額により、令和6年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第8号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和6年度安平町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条、収入の第1款下水道事業収益は、職員人件費の追加に伴い69万円増額し、収益的収入の総額を6億7194万4000円とするものです。

支出の第1款下水道事業費用についても、職員人件費にかかる費用として69万円を増額し、収益的支出の総額を6億4360万円とするものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第3条では職員給与費69万円を補正予算額として計上しております。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について、3ページの令和6年度安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第1号により詳細を説明します。

収益的収入1款下水道事業収益2項2目他会計補助金1節他会計補助金については、人事異動などにおいて職員人件費を追加したことに伴い、一般会計から繰入として69万円増額するものです。

4ページ、収益的支出1款下水道事業費用1項1目管渠費については、2節職員手当において69万円を増額補正するもので、人事異動に伴う管理職手当などを追加計上したことにより増額するものです。

1ページから2ページの令和6年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画（第1号）については、只今説明しました補正予算額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） 日程第11、意見案第1号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）について議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第1号朗読

意見案第1号

企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月19日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は、本文の朗読をもちまして提案説明とさせていただきます。

企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書(案)

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金問題は、政治資金規正法違反の疑



いによって現職の国会議員が逮捕されるなど、国民のなかに不信や憤りが広がる重大な問題となっています。

議員個人への企業・団体献金が禁止されているにもかかわらず、企業や団体によるパーティー券の購入が可能となっていることは、事実上の企業・団体献金の「抜け道」となっています。

そもそも、営利目的である企業が政党や政治家に対して資金を提供することで、影響力を行使し、「カネ」の力で政治をゆがめることはあってはなりません。徹底した真相解明と制度の改革がなければ、国民からの信頼は回復されません。

よって、政府においては、これまで繰り返されてきた「政治とカネ」の問題を根絶するためにも、企業・団体献金を全面的に禁止することや企業・団体による政治資金パーティー券の購入を禁止し、個人が購入する政治資金パーティー券の公開対象を5万円超とすることなど、企業・団体献金を全面禁止するように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月19日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

[工藤議員挙手]

○議長(多田政拓君) 工藤秀一議員。

○1番(工藤秀一君) 裏金問題は本当に許せないことであって、私も非常に憤りを感じているところです。ただ、この意見書内容は非常に問題もあるなと思います。まずこの内容で、そもそも営利目的である企業がつてありますが、

この問題、一部の国会議員の悪さであって企業が問題になっているようなことではないと思っています。営利目的である企業ということで、企業って本当に営利が目的なのでしょうか。僕は家族もあり従業員がいてその家族がいて成り立っている。利益は追求していると思いますが、営利目的っていう目的観ではないと思います。経営で有名な稲森和夫氏はこう言っておりました。全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類社会の進歩発展に貢献する。これ以外に企業の目的はないと。決して営利とかそういうことではないのです。実際のところ、こういった企業への見方は失礼なことではないかなと思います。また、政治資金パーティー券の購入を禁止してありますけど、悪いことをしたのは国会議員なのに、なんで企業が購入を禁止されるのですか。パーティー券を止めろというならわかりますけど、購入を禁止しろというところに非常に疑問があります。企業に対して、この悪意のあるような意見書でありますので、このような意味不明な意見書を安平町として提出することには反対したいと思います。

○議長（多田政拓君） 只今、工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 企業が政治家の方に献金をするという理由は、自分の企業が都合のいいように、やっぱり政治家の方を応援することで自分の企業が仕事しやすい方向にいくようお願いしているということではないかなって、一般の市民はそう感じていると思います。今回、政治家の人たちの裏金問題で政治家の人たちがたくさんお金をプールしていることが表に出てきたのですが、でも、それもやっぱり個人や企業が政治家の方たちにお金が色々な形で渡っていて、そのような大きな金額になっていると思うので。やっぱりそこはわからないお金が発生しないような仕組みにするのが一番わかりやすいと思うので、私はこの意見書に賛成します。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見案第1号、企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）についてを採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対とみなします。

それでは、これから意見書案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

(賛成：米川、小笠原、三浦、内藤、高山)

(反対：工藤秀、鳥越、箱崎、梅森)

○議長（多田政拓君） 起立多数です。したがって意見案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第12 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第12、意見案第2号 次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月19日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせ

ていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 本意見書案も、本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

### 次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書（案）

政府は3月26日、日本・イギリス・イタリアが共同開発・生産する次期戦闘機の日本から第三国への輸出を可能にする閣議決定を行いました。

日本は「武器輸出三原則」を掲げ、1976年の三木内閣において「国際紛争を助長しない」との理念に基づき、事実上武器輸出を全面禁止し、1981年には衆参両院本会議において厳格な運用を求める決議を全会一致で可決してきました。

しかし、2014年の安倍内閣によって「武器輸出三原則」は廃止され、「防衛装備移転三原則」として、武器輸出の原則解禁へと転換されました。その後、岸田内閣は2023年12月に、「ライセンス生産」した殺傷兵器の輸出解禁、今年3月には共同開発した戦闘機の輸出を共同開発国や「防衛装備品・技術移転協定」を締約している国々にも認めることを閣議決定しました。

政府は①次期戦闘機に限定、②防衛装備移転協定等の締約国に限定、③現に戦闘が行われていると判断される国に輸出しないなどの「歯止め」を盛り込んだとしますが、いずれも国会に諮ることなく政府の判断で変更可能なものに過ぎません。

次期戦闘機が殺傷兵器の最たるものであることは言うまでもありません。政府は第三国への輸出によって販路が拡大し、コストを安くできるとしています。しかし、日本が開発・生産に係わる次期戦闘機が市民の命を奪い、戦争に加わることは、日本国憲法の平和主義に反するものです。

よって、政府においては次期戦闘機の輸出解禁の閣議決定を撤回し、殺傷兵器の輸出を行わないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月19日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣

ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

[工藤議員挙手]

○議長(多田政拓君) 工藤秀一議員。

○1番(工藤秀一君) 戦争反対は当然のことです。今回武器輸出ということで、防衛装備品を無制限に他国へ輸出できないよう3つの限定と個別の閣議決定がされているものです。新聞報道を見ていると、出来た戦闘機をどこか第三国に売るということで決めてしまっているように見えるけど、決してそうではなくて、この先具体的に出せるか出せないかも含めて全部ゼロベースから検討するという非常に厳しい縛りをかけたものです。この国に輸出して本当に大丈夫なのか、むしろ紛争を激化させてしまうのではないかとといったことを慎重に議論した上で閣議決定していくと専門家集団の官僚たちだけで決められないということに大きな意味があります。国民を守るという前提で平和、安保法制にも取り組んだ事例もありますが、世界の平和を実現する抑止力として必要な国に輸出できることについては賛成をする、これは当然の流れです。平和を守るための制度、取り組みを推進してきました。抑止力、防衛力を踏まえることによって実際の紛争が起きないようにするということが重要でありますし、もっと大事なことは外交によってこういう争いが起きないようにする、抑止力が万が一使われないようにする、そうした対話による平和と安定を目指す、そういう日本の取り組みはこれからも非常に重要であると思います。しかし、この意見書の内容は的を射ていなくて、決してコストが安くなることに固執して戦闘機を輸出するものではありません。戦争に加担するものでも決してありませんので、あくまでも抑止力というところを重

要なことを考えていますので、この意見書に対しては反対させていただきます。

- 議長（多田政拓君） 只今、工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 私はどんな事情があろうと、どういう大義名分を掲げようと、国民が戦争に巻き込まれるようなことがあってはならないという、紛争に巻き込まれることがあってはならないという強い気持ちを持っています。以前、九州の知覧にある特攻隊の基地を見学したことがあります。一度行って本当にもう16歳、17歳の子たちが帰りの燃料を積まない戦闘機に乗って出撃して行って、最後には木造の戦闘機まで作られたという事例の中で敗戦を迎えています。国民として、その出撃して行った兵士だけではなく残された家族ももちろん国民全体が焦土化されたということも踏まえた上で、そういうことにつながるようなことは決してあってはならない、そういう意味でこの戦闘機の輸出を可能にするような、こういうことは絶対私としては反対をするものです。日本国憲法の平和主義、9条は私も本当に大事にしたいと思っていますので、ここに掲げています意見書案にはぜひ皆さん方もご理解を示して賛同していただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。

- 8番（箱崎英輔君） 私は以下の理由で、反対の立場を出させていただきます。今米川議員が言われたように、そういう悲惨なことにならないために日本は戦後、抑止力としてのことを外交、防衛として着々と進めてきたと思います。それと、まず1つは状況は刻々と変わっているということがあります。ここに意見書の中に三木内閣のことが書いてありますが、当時三木内閣についても防衛費はGNP1%以内という定義を定めていましたが、今現在GDPではありますが、今の状況を考えると1%以内に抑えるのは難しいということでGDPは1%を超えているところです。また、憲法の件も言われていますが、確かに憲法9条は大事だとは思いますが、憲法の前文には日本一国のみならず世界、日本の周辺並びに世界の安全のためには日本も汗をかくんだということが書かれていますので、以上の2点から私はこの意見書につい

ては反対します。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は、そもそもが日本国憲法を朗読して読めば、全く戦争放棄をしている日本であります。武器が抑止力になるという、それはまさに幻想です。武器によって、他国を威圧することによって平定していくということはまさに覇権主義そのものです。そういう中で私たちはもっと考えて、やるものはそういうものを頼らないでしっかりと人間性を持ちながら隣国との対話の協調の中でやっていくことが一番大事なことであります。そんな意味では、私はこの意見に対して皆さん方の賛同方をよろしく願います。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見案第2号、次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書案について採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対とみなします。

それでは、これから意見案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：米川、小笠原、三浦、内藤、高山）

（反対：工藤秀、鳥越、箱崎、梅森）

○議長（多田政拓君） 起立多数です。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。着席ください。

○議長（多田政拓君） 日程第13、意見案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第3号朗読

意見案第3号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月19日提出

提出者 安平町議会議員 小笠原 直治

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。本件意見書が決定された場合の提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは読み上げて参りたいと思います。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）



前段の文章は、経過と情勢が書かれておりまして記載のとおりでありますから、私の方は5つの事項について読み上げて意見としたいので賛同方お願いいたします。

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改訂版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村（24年4月現在）となり、この3年でさらに増加します。

「指針（改定版）」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」と定めたことから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。
- 5 中卒者数の減少や定員割れを理由とした機械的な間口減や募集停止ではなく、公私比率にも配慮し、地域や子どもたちが将来を見通せる「持続可能な高校」の配置や在り方について、地域住民が納得できる形で計画を示すこと。  
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月19日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

北海道知事、北海道教育委員会教育長

賛同をよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。反対意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから意見案第3号を採決しま

す。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第14 意見案第4号

○議長(多田政拓君) 日程第14、意見案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第4号朗読

意見案第4号

地方財政の充実・強化に関する意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和6年6月19日提出

提出者 安平町議会議員 小笠原 直治

賛成者 安平町議会議員 高山 正人

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。本件意見書が決定された場合の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画)となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは読み上げて参りたいと思います。

### 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

#### 記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。また、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算を措置し、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、

実施すること。

- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- 6 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して自己決定権を尊重し、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 7 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化・生活者の移動手段の確保にむけて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月19日

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

皆様方のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから意見案第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第15 意見案第5号

○議長(多田政拓君) 日程第15、意見案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第5号朗読

意見案第5号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月19日提出

提出者 安平町議会議員 鳥越 真由美

賛成者 安平町議会議員 高山 正人

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣となっております。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 意見案第5号の趣旨説明は、朗読をもちまして説明と代えさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土

の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月19日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上、議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。



○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。  
これから意見案第5号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第5号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎ 日程第16

○議長（多田政拓君） 日程第16、議員派遣の件について議題とします。  
お諮りします、7月2日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催による議員研修会に全議員を派遣し、次に8月8日から11日までの4日間にわたり台湾安平区において開催される県都400周年記念事業に参加するため、鳥越議員、箱崎議員、私、議長の計3名を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのように決定しました。  
なお、この他に次の定例会までの間に議員の派遣について急施を要する事件が発生した時は、内容等を勘案の上議長において派遣議員を決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

---

◎ 日程第17～19

○議長(多田政拓君) 日程第17、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第18、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上、3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり各委員会から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

---

◎ 閉会宣告

○議長(多田政拓君) 以上をもちまして、本定例会の会議に付された議案の審議は全て終了しました。本会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和6年第5回定例会を閉会します。ご苦労様でした。

延会 午後3時52分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---